

第12次労働災害防止推進計画

誰もが安心して健康に働くことができる
社会を実現するために



平成25年5月16日

神奈川県労働局

< 目 次 >

はじめに

1 第12次防のねらい	1
(1) 目指す姿	
(2) 期間	
(3) 目標	
(4) 評価と見直し	
2 県内の労働災害発生状況、第11次労働災害防止推進計画の取組状況、県内の就業構造の変化と労働災害	
(1) 神奈川県内における近年の労働災害発生状況	1
ア 死亡災害の状況	2
イ 休業4日の以上災害の状況	2
ウ 職業性疾病等の発生状況	3
(ア) 業務上疾病の発生状況	
(イ) 精神障害、脳・心臓疾患の労災補償等の状況	
(ウ) 化学物質による疾病発生状況	4
(エ) 熱中症発生状況	
(オ) 腰痛発生状況	
(カ) じん肺健康診断の有所見率の状況	
(2) 第11次防期間中の取組状況	5
ア 製造業における死傷者数の減少	
イ 建設業における死亡者数、死傷者数の減少	
ウ 第三次産業における死傷者数の増加	
エ 定期健康診断における有所見率の増加	
オ 最終年度の取組	
(3) 県内の就業構造の変化と労働災害	6
ア 業種別就業人口・構成比の変化	
イ 非正規雇用労働者等の増加	7
ウ 少子高齢化の影響	
3 重点施策	7
4 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化	8
5 行政、労働災害防止団体、業界団体等との連携・協働の強化	8
(1) 課題	
(2) 具体的対策	

6	社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進	・・・P.	9
	(1) 課題		
	(2) 具体的対策		
7	発注者、製造者、施設等の管理者による取組の強化	・・・P.	10
	(1) 課題		
	(2) 具体的対策		

1	重点対策における目標設定について	P. 11
2	重点対策ごとの課題と具体的対策	
(1)	労働災害が増加傾向にある業種対策	
ア	第三次産業対策	
(ア)	小売業対策	P. 12
a	課題	
b	目標	
c	具体的対策	
(イ)	社会福祉施設対策	P. 13
a	課題	
b	目標	
c	具体的対策	
(ウ)	飲食店対策	P. 14
a	課題	
b	目標	
c	具体的対策	
イ	陸上貨物運送事業対策	P. 15
(ア)	課題	
(イ)	目標	
(ウ)	具体的対策	
ウ	食料品製造業対策	P. 16
(ア)	課題	
(イ)	目標	
(ウ)	具体的対策	
(2)	重篤災害多発業種対策	
ア	建設業対策	P. 17
(ア)	課題	
(イ)	目標	
(ウ)	具体的対策	
イ	製造業対策	P. 18
(ア)	課題	
(イ)	目標	
(ウ)	具体的対策	
(3)	健康確保・職業性疾病対策	
ア	労働衛生の現状と今後の課題	P. 19
イ	メンタルヘルス対策	P. 20
(ア)	課題	
(イ)	目標	
(ウ)	具体的対策	
ウ	過重労働による健康障害防止対策	P. 21

(ア) 課題	
(イ) 目標	
(ウ) 具体的対策	
エ 化学物質対策P. 22
(ア) 課題	
(イ) 目標	
(ウ) 具体的対策	
オ 腰痛予防対策P. 23
(ア) 課題	
(イ) 目標	
(ウ) 具体的対策	
カ 熱中症対策P. 23
(ア) 課題	
(イ) 目標	
(ウ) 具体的対策	
キ 粉じん障害防止対策P. 24
(ア) 課題	
(イ) 具体的対策	
ク 受動喫煙防止対策P. 24
(ア) 課題	
(イ) 具体的対策	
(4) 業種横断的取組	
ア リスクアセスメントの普及促進P. 25
(ア) 課題	
(イ) 具体的対策	
イ 高年齢労働者対策P. 25
(ア) 課題	
(イ) 具体的対策	
ウ 非正規雇用労働者対策P. 25
(ア) 課題	
(イ) 具体的対策	

【資料 1】 第11次防推進計画期間中の労働災害発生状況

【別表 1-1】 死亡災害・業種別発生状況（平成19年～平成24年）

【別表 1-2】 死亡災害・事故の型別発生状況（平成19年～平成24年）

【別表 1-3】 休業災害・業種別発生状況（平成19年～平成24年）

【別表 1-4】 休業災害・事故の型別発生状況（平成19年・平成24年対比）

.....P. 28

【資料 2】 近年の就業構造等

【別表 2-1】 常用労働者数の産業別構成比（平成19年～平成23年）

【別表 2-2】 常用労働者数の産業別構成比（平成18年～平成21年）

【別表 2-3】 パートタイム労働者比率の推移（平成19年～平成23年）

【別表 2-4】 産業別常用労働者数及び労働異動率（平成23年）（事業所規模5人以上）

.....P. 29

【別表 2-5】 神奈川県内主要業種別就業構造と災害発生の関連

【別表 2-5-1】 神奈川県内就業者数（主要業種別・年齢別、平成17年
・平成22年）

【別表 2-5-2】 休業4日以上死傷者数（主要業種別・年齢別、
平成17年・平成22年）

.....P. 30

【別表 2-5-3】 就業者数（【別表 2-5-1】）に対する死傷者数
（【別表 2-5-2】）の割合（主要業種別・年齢別、
平成17年・平成22年）

.....P. 31

【資料 3】 重点対象ごとの災害発生状況

1 建設業 【別表 3-1】 ～ 【別表 3-6】P. 32

2 製造業 【別表 3-7】 ～ 【別表 3-10】

3 陸上貨物運送事業 【別表 3-11】 ～ 【別表 3-12】P. 33

4 小売業 【別表 3-13】 ～ 【別表 3-14】

5 社会福祉施設 【別表 3-15】 ～ 【別表 3-16】

6 飲食店 【別表 3-17】 ～ 【別表 3-18】

7 食料品製造業 【別表 3-19】 ～ 【別表 3-20】P. 34

【資料 4】 リスクアセスメント関係

【別表 4】 【リスクアセスメント実施状況】P. 35

はじめに

この第12次労働災害防止推進計画（以下「第12次防」という。）は、厚生労働大臣が定めた第12次労働災害防止計画を踏まえ、計画期間中の具体的目標、神奈川労働局が取り組むべき課題及び基本的対策を示すものである。

1 第12次防のねらい

（1）目指す姿

- 「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならないという意識」をすべての県民及び県内企業が共有し、「誰もが安心して健康に働くことができる労働環境」を実現する。
- そのために、行政、労働災害防止団体、業界団体、事業者、労働者、発注者、専門家など、すべての関係者が連携・協働して取組を推進する。

（2）期間

- 平成25年度から平成29年度の5か年

（3）目標

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- 平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死亡者の数を15%以上減少させる。
- 平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による休業4日以上の死傷者の数を15%以上減少させる。

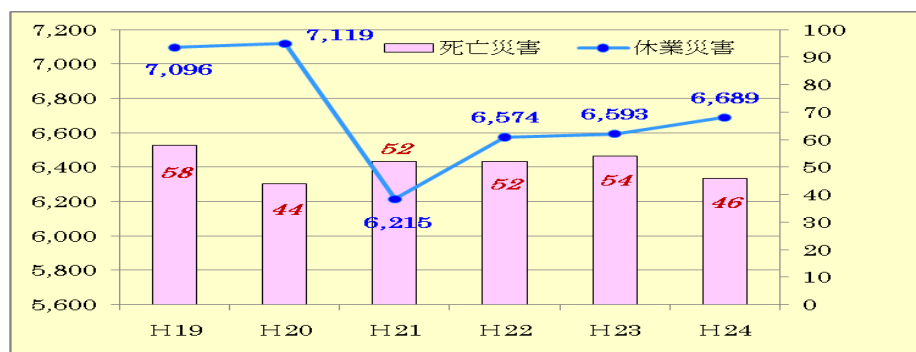
（4）評価と見直し

第12次防に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、実施状況の確認、評価を行い、神奈川地方労働審議会災害防止部会に報告・公表する。また、実施状況の評価に応じて毎年度計画の見直しを検討する。

2 県内の労働災害発生状況、第11次労働災害防止推進計画（以下「第11次防」という。）の取組状況、県内の就業構造の変化と労働災害

（1）神奈川県内における近年の労働災害発生状況

平成19年（第11次防基準年）及び第11次防期間中の神奈川県内における労働災害発生状況（災害統計上、平成20年から平成24年の統計を用いる。以下同じ。）については、下図（【図1】）及び別紙2「統計資料」【資料1】（【別表1-1】～【別表1-4】）及び【資料3】（【別表3-1】～【別表3-20】）に示したとおりであるが、その概要は以下のとおりである。



【図1】第11次期間中死亡災害・休業災害の推移（資料出所：労働者死傷病報告、以下図6まで同じ）

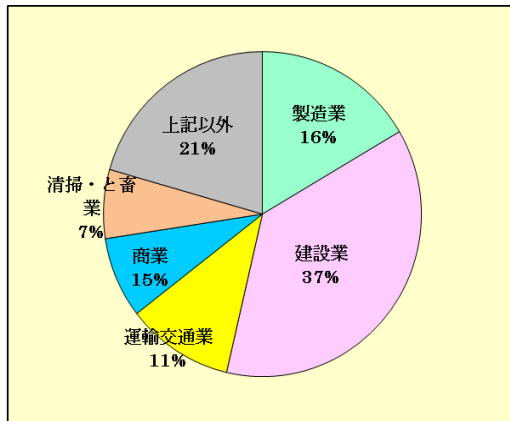
ア 死亡災害の状況

平成 19 年（第 11 次防基準年）及び第 11 次防期間中の死亡災害の主な業種別発生状況は別紙 2 統計資料（以下同じ。）【別表 1-1】のとおりである。

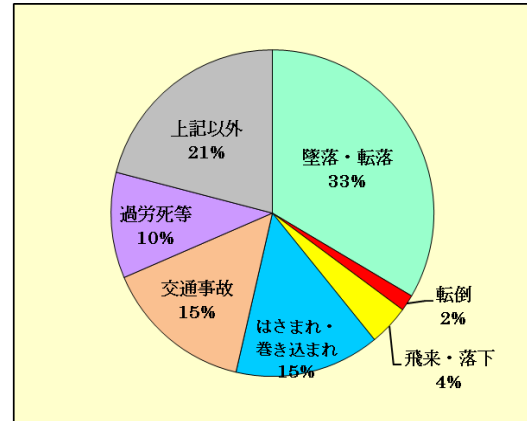
平成 24 年は第 11 次防の目標値である「45 人以下」を達成できなかったが、対前年比では 8 人（約 15%）減少、平成 19 年比では 12 人（約 20%）減少と、いずれも大幅に減少した。

業種別に見てみると（【図 2】）、5 か年合計で「製造業」と「建設業」の 2 業種で全体の 5 割以上、平成 24 年では 6 割以上を占めている。

事故の型別に見てみると（【図 2】、【別表 1-2】）、5 か年合計で「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」「交通事故」の 3 つの型の合計が 6 割を超えている、また、いわゆる「過労死等」によるものが 5 か年合計で約 1 割となっており、特に平成 24 年では 2 割近くとなっている。



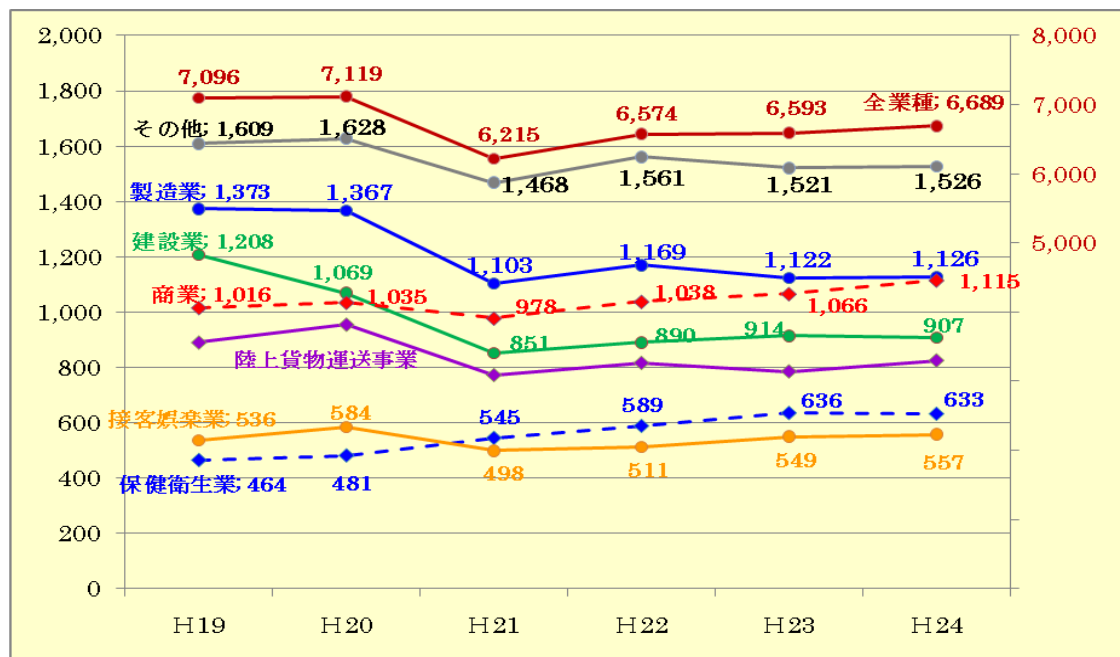
【図 2】 第 11 次防期間中の死亡災害の業種



【図 3】 第 11 次防期間中の死亡災害の事故の型別内訳

イ 休業 4 日以上 の災害（以下「休業災害」という。）の状況

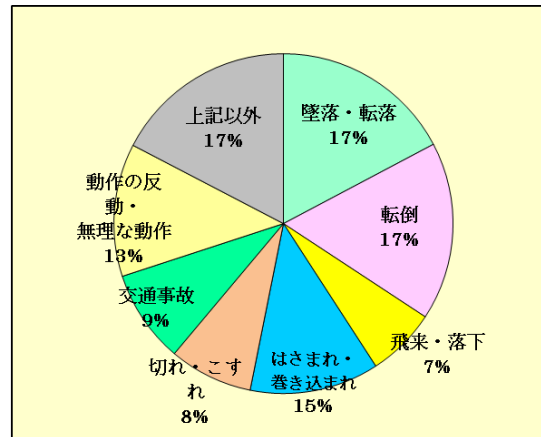
休業災害についても、平成 24 年における死傷者数は 6,689 人と第 11 次防の目標値である「6,000 人以下」を達成できなかった。



【図 4】 第 11 次防期間中の休業災害の推移（主要業種）

業種別に平成 19 年～24 年間の推移をみると（【図 4】【別表 1-3】）、第 11 次防基
準年である平成 19 年に対して横ばい、若しくは増加傾向にある業種としては、「道路旅客
運送事業」、「小売業」、「保健衛生業（社会福祉施設）」、「飲食店」が挙げられ、それに対し
て、「製造業」、「建設業」、「清掃・と畜業」に関しては減少傾向にあるといえる。ただし、
「製造業」のうち、「食品製造業」に関しては、毎年製造業全体のうち約 25～30%を占
めており、発生件数も横ばい状態にある。

事故の型別の状況を平成 24 年の災害に関して見てみると（【図 5】【別表 1-4】）、「墜
落・転落」「転倒」「動作の反動・無理な動作（腰痛等）」で約 5 割を占めている。この傾向
は平成 19 年の状況と同様であるが、平成 19 年に比して「転倒災害」の占める割合が大幅
に増加しており、また、「動作の反動・無理な動作」も増加傾向にある。



【図 5】平成 24 年における休業災害の事故の型別内訳

ウ 職業性疾病等の発生状況

(ア) 業務上疾病の発生状況

休業 4 日以上平成 24 年の業務上疾病者数は 580 人で、平成 20 年以降増減があるものの 5 年間では減少傾向にある。また業務上疾病者の内訳では腰痛が一番多く、平成 24 年は 406 人と 7 割を占めている。

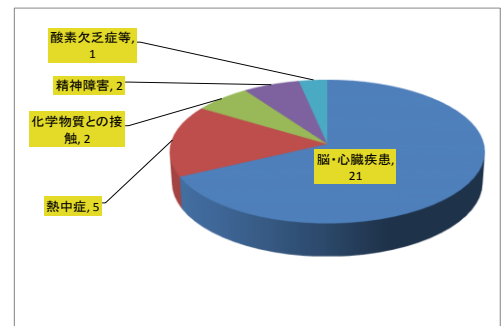
平成 20 年から平成 24 年までの業務上疾病による死亡者数は、脳・心臓疾患が 21 名、熱中症が 5 名、化学物質との接触が 2 名、精神障害が 2 名などとなっている。

【表 1】業務上疾病発生状況の推移（資料出所：労働者死傷病報告）

	平成 20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
疾病者数	707	566	688	606	580
うち腰痛	425	378	422	433	406

(休業 4 日以上の件数)

【図 6】業務上疾病による死亡者数
(平成 20 年～平成 24 年)



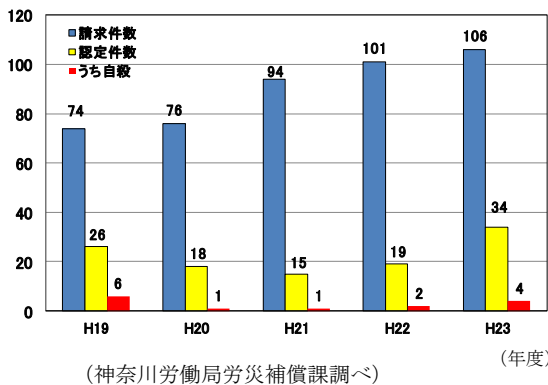
(イ) 精神障害、脳・心臓疾患の労災補償等の状況

精神障害の労災請求事案は、年々増加し、平成 23 年度は 106 件（認定件数 34 件）、
脳・心臓疾患の労災請求事案は、高止まりの状況にあり、平成 23 年度は 71 件（認定件

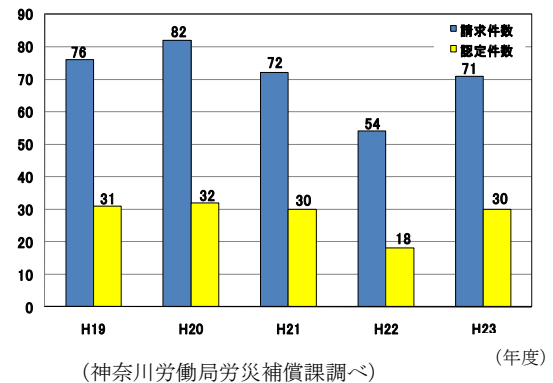
数 30 件)であった。

県内の自殺者数は、平成 20 年以降 1,800 人台で推移していたが、平成 24 年は 1,644 人となり、このうち勤務問題を原因とする自殺者数は、160 人であった。

【図7】 精神障害の労災補償の状況



【図8】 脳・心臓疾患の労災補償の状況



(ウ) 化学物質による疾病発生状況

平成 20 年から平成 24 年までの化学物質による休業 4 日以上の疾病発生状況は、平成 20 年 20 件、平成 21 年 5 件、平成 22 年 17 件、平成 23 年 7 件、平成 24 年 12 件で、このうち死亡災害は 2 件であり、クロム中毒及び一酸化炭素中毒によるものがそれぞれ 1 件となっている。

(エ) 熱中症発生状況

熱中症による休業 4 日以上の労働災害は、平成 20 年から平成 24 年までに 99 件発生し、このうち死亡災害は、平成 22 年に 3 件、平成 23 年に 2 件といずれも建設工事現場において発生した。

【表2】 熱中症発生状況 (資料出所：労働者死傷病報告)

	平成 15～19 年	平成 20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	20～24 年
件 数	68 (3)	20 (0)	7 (0)	34 (3)	21 (2)	18 (0)	100 (5)
猛暑日	15	10	0	11	4	2	27

休業 4 日以上の死傷者数 () 内は死亡者数

猛暑日 (最高気温が 35 度以上) の日数は 7～9 月の県央地区測定点 (海老名市内) における日数

(オ) 腰痛発生状況

職場における腰痛は職業性疾病発生件数の約 7 割を占めているが、業種別では社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送事業に多く発生している。また腰痛発生件数は平成 20 年以降横ばいであるが、社会福祉施設においては増加傾向を示している。

【表3】 業種別腰痛発生状況の推移 (資料出所：労働者死傷病報告)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
社会福祉施設	61	79	85	109	83
小 売 業	65	71	63	81	68
陸上貨物運送事業	75	60	47	51	52
合 計	201	210	195	241	203

休業 4 日以上の死傷者数

(カ) じん肺健康診断の有所見率の状況

平成 20 年のじん肺健康診断結果の有所見率は、1.10%であったが、平成 23 年の有所見率は、0.46%に減少し、新規有所見者数は平成 20 年 8 名、平成 21 年 1 名、平成 22 年 7 名、平成 23 年 4 名、平成 24 年 3 名となっている。

(2) 第 11 次防期間中の取組状況

平成 20 年度から 24 年度の 5 か年で実施した第 11 次防においては、①自主的な安全衛生活動の促進（リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの実施・導入の促進、②特定災害対策（機械災害防止対策、墜落・転落災害防止対策、交通労働災害防止対策、爆発・火災災害防止対策、転倒災害防止対策）、③労働災害多発業種対策（製造業対策、建設業対策、陸上貨物運送事業対策、港湾貨物運送事業対策、第三次産業対策）、④職業性疾病等の予防対策、⑤石綿障害予防対策、⑥化学物質対策、⑦メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策、等を主な柱として各種対策に取り組んできた。

その結果として、平成 24 年における「死亡者数 45 人以下、死傷者数（休業 4 日以上）6000 人、定期健康診断における有所見率 50%未満以下」という目標は達成できなかったが、死亡者数が平成 19 年の 58 人に対して 12 人減少するなど一定の成果があったものといえる。以下、その具体的項目を列挙する。

ア 製造業における死傷者数の減少

【別表 1-3】に示したとおり、製造業の死傷者数は第 11 次防期間中の取組により、18%と 2 割近い減少をみた。これは、一定規模以上の製造業の事業場に対してリスクアセスメントの普及促進等自主的な安全管理活動の強化を指導した成果であるといえる。

しかしながら、最終年の平成 24 年に死亡災害が急増する等今後も継続的な取組の必要性があることも示唆しているといえる。

イ 建設業における死亡者数、死傷者数の減少

【別表 1-1】【別表 1-3】に示したとおり、建設業においては東日本大震災を原因とした工事量の影響による増減はあるにしても、長期的には減少傾向にあるといえ、死傷者数は平成 24 年は対平成 19 年比で約 25%減少している。

これは、墜落死亡災害の分析による、平成 21 年度の足場関係の労働安全衛生規則の改正、ガイドラインの策定等各種対策の実施、その周知・普及等の効果があったものといえる。

しかしながら、平成 24 年末に修繕工事現場における若年労働者の墜落災害が続発したことから、これも継続的な取組の必要性があるものといえる。

ウ 第三次産業における死傷者数の増加

いわゆる第三次産業である、商業（小売業）、保健衛生業（社会福祉施設）、接客娯楽業（飲食店）に関しては、死亡者数こそ少ないものの、死傷者数は第 11 次防期間中も増加傾向にあった。

その要因としては、これらの業種がこれまで労働行政として個別の事業場に対する取組が少なかった業種であり、また、新設・廃止が頻繁に行われる業種であるため、継続的な指導につなげにくい業種であることが挙げられる。また、災害の型が「転倒」「切れ・こすれ」「動作の反動・無理な動作（腰痛等）」といった、いわゆる「行動災害」といわれる災害が中心であることも減少傾向に転じない要因と考えられる。

しかしながら、第 11 次防期間の後半、新たな対象事業場の把握、他の行政機関との連携、自主点検・集団指導の積極的な実施等により、災害増加率が鈍化したことから、特に

社会福祉施設に関してはその就業人口の増加の割合を加味すれば、一定の効果は上がってきているものと考えられる。

今後、対象事業場の把握、効果的指導の手法、災害の特徴に合わせた指導内容等、新たな手法の積極的な採用によって、効果的な取組を実施していく必要がある。

エ 定期健康診断における有所見率の増加

平成 20 年は定期健康診断結果における有所見率は 51.2%であったが、その後年々上昇して平成 23 年には 54.0%となり、第 11 次防最終年の平成 24 年も平成 23 年とほぼ同じ 53.7%であった。

このような状況から、第 11 次防期間中に、平成 22 年度から 3 か年計画を策定して、自主点検、集団指導の実施及び有所見率が高い事業場に対する要請文書の送付等を行ったが、有所見率の改善には至っておらず、今後も継続した取組が必要と考えられる。

有所見率増加の背景には、労働者の高齢化や食生活、運動習慣等の影響が考えられるが、健診項目のうち脳・心臓疾患発症に影響を与える血中脂質及び血圧の有所見率が高く、今後とも食習慣、運動習慣の改善等を図るほか、長時間労働対策を推進することが必要である。

【表 4】 有所見率（定期健康診断結果）の推移（資料出所：定期健康診断結果報告書）

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
所見率全体	51.2	52.0	53.2	54.0	53.7
血 圧	13.1	13.5	14.5	14.9	14.8
血中脂質	31.8	32.0	32.8	33.4	32.9

オ 最終年度を取組

第 11 次防最終年である平成 24 年前半の災害増加傾向を背景として、全国的にも、また、神奈川労働局（以下「局」という。）管内においても、第 11 次防の目標達成に向けての各種取組を実施した。

局においては、7 月の「第 11 次防目標達成に向けての緊急的取組」、また、年末の 11 月、12 月の「死亡災害撲滅強調期間」の期間中、次のような取組を実施した。

通常の管内労働基準監督署（以下「署」という。）における定期監督、個別指導等に加え、各労働災害防止団体をはじめとした、各種団体への要請・広報、局長によるパトロールの実施とそれを契機としたマスコミへの PR 等、局署によるあらゆる機会をとらえた周知・広報活動に取り組んだ。

その結果、前記のように最終的な目標達成には至らなかったが、平成 24 年上半期に比して、下半期の災害発生を大幅に減少させることができた。

このような、通常の行政活動に加えて時としてこのようなキャンペーン活動を実施することである程度の効果が期待できることを実証したものと言える。

(3) 県内の就業構造の変化と労働災害

ア 業種別就業人口・構成比の変化

神奈川県の調査（平成 23 年「毎月勤労統計調査地方調査」）によれば、県内常用労働者の業種別構成比は平成 19 年から平成 23 年の間、【資料 2】（【別表 2-1】）のとおり推移している。

これによれば、製造業及び建設業については年々構成比が減少傾向状況にあり、これに対して卸売業・小売業、医療・福祉業においては構成比が増加している。

また、総務省統計局「平成 18 年事業所・企業統計調査」、同「平成 21 年経済センサス」によれば、平成 18 年と平成 21 年の対比状況が【別表 2-2】のとおりとなっている。

これによれば、平成 18 年に比して平成 21 年は建設業、道路貨物運送業、社会福祉施設において就業人口が増加しており、特に社会福祉施設においては約 2 割増加している。本調査では平成 23 年の調査がないため、最新の状況は不明であるが、神奈川県調査結果から推察するに社会福祉施設の構成比はさらに増加しているものと思われる。

イ 非正規雇用労働者等の増加

神奈川県の調査（平成 23 年「毎月勤労統計調査地方調査」）によれば、神奈川県内産業別常用労働者のうちのパートタイム労働者（常用労働者のうち、1 日の労働時間が短い者又は 1 週の労働日数が少ない者）比率・入職率・離職率の状況は【別表 2-3】、【別表 2-4】のとおりである。

これによれば、神奈川県内においては男性・女性を問わず、パートタイム比率が年々増加しており、特に女性は 6 割近くに達している。全国平均に比しても常に高い状況が続いている。

平成 23 年のパートタイム比率を業種別にみると、「調査産業計」の値を大幅に超えている業種は「卸売業・小売業」、「医療・福祉」、「宿泊業・飲食サービス業」、「食料品・たばこ」となっている。

入職率・離職率を見ても、「宿泊業・飲食サービス業」は「調査産業計」の値を大幅に超えている。

ウ 少子高齢化の影響

総務省統計局「国勢調査」による神奈川県内年齢別就業者数（比率）の平成 17 年と平成 22 年の状況は【別表 2-5-1】のとおりである。

これによれば、全産業及び主要業種ともこの 5 年間で 29 歳以下の構成比が減少、30～39 歳が横ばい、40～49 歳が増加、50～59 歳が減少、60 歳以上が増加という状況にある。その結果、50 歳以上についてはこの 5 年間での変化はあまり見られないが、「医療・福祉」に関しては、60 歳以上で構成比が増加している。

平成 17 年と平成 22 年の年齢別労働災害発生状況は【別表 2-5-2】のとおりであるが、50 歳以上の労働者の被災する割合が「全産業」「建設業」「保健衛生業」で平成 17 年、平成 22 年とも 40%を超えている。一方、「運輸交通業」「商業」「接客娯楽業」においては平成 17 年、平成 22 年とも 35%前後と、「全産業」の平均より低い値となっている。

以上により、神奈川県内においては、ここ近年で急速に少子高齢化の影響が出てきたとまでは言えないが、60 歳以上の就業人口に関してはこの 5 年間でどの業種においても増加していることがいえる。

3 重点施策

以上の労働災害発生状況、第 11 次防期間中の取組の評価、就業構造の変化等を踏まえ、第 12 次防においては、以下の 4 つを重点施策とする。

- (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働の強化

- (3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
 - (4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組の強化
- 次項以下、各重点施策の具体的対策について示す。

4 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

前記の労働災害発生状況等を踏まえ、第12次防における重点対策として下記の各対策を推進していくこととする。

なお、(1)から(4)の各重点施策については、別紙1において、各重点対策ごとの課題、目標及び具体的対策を示すこととする。

(1) 労働災害が増加傾向にある業種対策

ア 第三次産業対策

(ア) 小売業対策

(イ) 社会福祉施設対策

(ウ) 飲食店対策

イ 陸上貨物運送事業（道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業）対策

ウ 食料品製造業対策

の各業種に対する災害防止対策を推進する。

(2) 重篤災害多発業種対策

ア 建設業対策

イ 製造業対策

に対する災害防止対策を推進する。

(3) 健康確保・職業性疾病対策

ア メンタルヘルス対策

イ 過重労働による健康障害防止対策

ウ 化学物質対策

エ 腰痛予防対策

オ 熱中症対策

カ 粉じん障害防止対策

キ 受動喫煙防止対策

の各対策を推進する。

(4) 業種を問わず、広く周知・広報・指導等の取組が必要な対策

ア リスクアセスメントの普及促進

イ 高年齢労働者対策

ウ 非正規雇用労働者対策

5 行政、労働災害防止団体、業界団体等との連携・協働の強化

(1) 課題

これまで、局・署において各労働災害防止団体、神奈川県・各市町村との連携を図り、労働災害防止対策・健康確保対策に関して連携を図ってきたところであるが、第12次防推進期間中においては、特に第三次産業等の災害防止対策に関連してこれまで連携が十分でなかった団体等との連携を強化し、集団指導や自主点検の実施、法令改正・ガイドライン策定・リーフレット作成等の周知・普及・PR等（以下「各種行政活動」という。）等が容易に可能となるような体制づくりが必要である。

また、墜落・転落災害、機械災害のみならず、転倒災害、腰痛災害等の増加に対応し、専門家の活用を図り、企業内での人材育成に悩む事業場に対する各種対策の普及を促進する必要がある。

(2) 具体的対策

ア 関係行政機関との連携・協働のために（局・署・行政機関）（「具体的対策」の各項目の後の括弧内は、実施主体を表す。以下同じ。）

国、神奈川県、各市町村における「安全」「健康」担当部署、重点業種所掌部署と恒常的に連携を図れる体制を構築し、相互に説明会、集団指導等の場での行政活動を継続できるようにする。

イ 専門家との連携・協働のために（局・関係団体）

安全衛生の専門機関及び専門家の意見を参考として重点業種の災害防止対策のより効果的な推進を図る。

ウ 労働災害防止団体との連携・協働のために（局・署・労働災害防止団体）

中央労働災害防止協会（以下「中災防」という。）及び、県内の各労働災害防止団体、その支部・分会との連携を強化し、行政活動の各会員事業場への迅速な普及・展開を図れるようにするとともに、会員以外の同業者へのPR活動についてもこれまで以上に強化を図る。

エ 業界団体との連携・協働のために（局・署・関係団体）

各地区建設業協会、各地区工業組合等のほか、これまで恒常的な連携が行われていなかった、商工会議所、商工会、各同業者組合等の組織との恒常的な連携を図れるよう、局署で窓口となる事務局・代表企業に対する働きかけを行い、各種行政活動の展開が容易となるような体制を構築する。

オ 産業保健機関等との連携・協働のために（局・署・関係団体）

産業保健推進センター、メンタルヘルス対策支援センター、地域産業保健センター、労災病院勤労者予防医療センター等との連携を強化し、県・市町村の健康確保対策部署を交えた産業保健活動の効果的な展開を行う。

6 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

(1) 課題

東日本大震災を契機として「命の尊さ」を日本国民全体で再認識させられたものの、今なお、労働者の安全・健康の確保対策を企業内の「安全衛生部署」、「安全衛生担当者」に任せきりになっている事業場も存在する。

すべての事業者が、労働者の安全や健康に配慮した職場環境や労働条件を志向する社会を実現するためには、事業場の安全衛生部署にとどまらず、経営トップや労働者一人一人、ひいては国民全体に働きかけを行い、安全衛生対策に関する社会全体の意識を高めることが必要である。

(2) 具体的対策

ア 経営トップに対する働きかけによる、安全・健康意識の高揚（局・署・労働災害防止団体）

労働災害防止に向けた取組が低調な企業の経営トップに対して様々な手法、機会を利用して安全衛生に関する意識付けを行う。

イ 不安全行動防止と危険感受性向上のためのキャンペーン活動（主に局）

労働者本人による不安全な行動が誘発するリスク（機械・設備の安全化が図られていて

もなお存在するリスク)や実際の災害事例等についての情報提供を推進する(「見える化」運動の展開等)ことにより、現場の職長、労働者の危険感受性を高め、労働災害防止に結びつける。

ウ 地域・職域・学校との連携による国民全体の安全・健康意識の高揚(主に局)

これまでの労働災害防止団体、事業者団体、事業者等への行政の展開のみに止まらず、地方公共団体等との連携(前出)、教育機関との連携により、高校生や大学生等将来労働者となる人々への安全・健康意識の高揚を図る。

7 発注者、製造者、施設等の管理者による取組の強化

(1) 課題

近年の労働災害発生状況をかんがみると、労働災害防止のためには事業者の取組だけでは不十分であり、建設工事、製造業における発注者、陸上貨物運送事業における荷主、機械の製造者等の労働災害防止に対する理解、配慮が不可欠であり、これら発注者、荷主等への行政の働きかけを強化する必要がある。

(2) 具体的対策

ア 建設工事発注者に対する要請(局・署)

局署において毎年開催している発注機関連絡協議会等において、発注条件(経費、工期等)における安全衛生に対する十分な配慮を要請するほか、災害事例、労働災害防止対策の共有化、法令改正、ガイドライン策定等に係る迅速な周知・水平展開が行えるよう、その活動を充実させる。

また、今後、民間建築物の補修・修繕工事の増加が予想されることから、民間マンション等の管理代行会社等への労働災害防止に関する情報の提供、協力要請も検討していくこととする。

イ 荷主による取組の促進(局・署・労働災害防止団体)

構内に荷の取扱設備を有する製造業、大手商業施設等に対して、自社のみならず、運送事業者、貨物取扱事業者等の労働災害防止に向けた配慮・取組を促進する。

そのために、これら製造業、商業の事業者によって組織される既存の事業者団体等を活用する。

ウ 機械の本質安全化の促進(指導・啓発:局・署・労働災害防止団体、実施:事業者)

労働現場で使用される機械設備について、製造者等の機械設備の提供者に対する本質安全化措置の啓発・指導を強化する。

労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

1 重点対策における目標設定について

各重点対策ごとに下表のとおり、目標を定めることとする。

	業 種	減 少 目 標 (平成 24 年と比較して平成 29 年 までに達成させる減少目標)	
		死 傷 者 数 (休業4日以上)	死 亡 者 数
全 体 目 標	全 業 種	15% 以上減少	15% 以上減少
(1)労働災害が増加傾向にある業種対策	小 売 業	20% 以上減少	設定しない
	社会福祉施設	10% 以上減少	
	飲 食 店	20% 以上減少	
	陸上貨物運送事業	10% 以上減少	
	食料品製造業	15% 以上減少	
(2)重篤災害多発業種対策	建 設 業	15% 以上減少	20% 以上減少
	製 造 業	15% 以上減少	10% 以上減少

	重点対策	目 標
	(3)健康確保・職業性 疾病対策	メンタルヘルス対策
過重労働による健康 障害防止対策		長時間労働の排除と長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施を推進する
化学物質対策		平成 29 年度末において危険有害性のある化学物質を取り扱う事業場の化学物質に係るリスクアセスメントの実施事業場の割合を 50%以上とする
腰痛予防対策		平成 24 年と比較して平成 29 年の腰痛による休業 4 日以上の業務上疾病者数を 10%以上減少させる
熱中症対策		平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間と比較して、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の職場での熱中症による休業 4 日以上の死傷者数を 20%以上減少させる

全体目標である全業種における各年次ごとの数値目標（人数及び減少率）については下表のとおりである。

なお、重点対策ごと、各年ごとの数値目標（人数及び減少率）については各対策ごとに明示する。

【 全 体 目 標 】

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに**全業種**における

① 労働災害による死亡者の数を **15%以上**減少させる。

② 労働災害による休業 4 日以上の死傷者の数を **15%以上**減少させる。

各年ごとの具体的数値目標（人数及び減少率）						
	平成 24 年 (基準年)	平成 25 年 (1 年目)	平成 26 年 (2 年目)	平成 27 年 (3 年目)	平成 28 年 (4 年目)	平成 29 年 (最終年)
死	46	44	42	41	40	39
	対前年減少率	-4.3%	-4.5%	-2.4%	-2.4%	-2.5%
休 業	6, 689	6, 450	6, 200	6, 000	5, 800	5, 600
	対前年減少率	-3.6%	-3.9%	-3.2%	-3.3%	-3.4%

2 重点対策ごとの課題と具体的取組

(1) 労働災害が増加傾向にある業種対策

ア 第三次産業対策

(ア) 小売業対策

a 課題（【別表 1-3】、【別表 3-13】、【別表 3-14】参照）

小売業における第 11 次防期間の労働災害件数は減少傾向になく、目標達成に至っていない。

型別にみると「転倒」が約 30%となっており、平成 19 年の約 21%から大幅に上昇している。次に「動作の反動・無理な動作」が約 15%、「墜落・転落」、「切れ・こすれ」と「交通事故」もそれぞれ約 1 割を占めている。

被災者の年齢別に見ると、50 歳以上で約 4 割以上を占め、これは他業種に比べて高率である。上記 4 つの型の災害の防止対策のほか、高年齢労働者対策が必要な業種である。

b 目標

【 目 標 】

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに**小売業**における労働災害による休業 4 日以上の死傷者の数を **20%以上**減少させる。

各年ごとの具体的数値目標（人数及び減少率）					
平成 24 年 (基準年)	平成 25 年 (1 年目)	平成 26 年 (2 年目)	平成 27 年 (3 年目)	平成 28 年 (4 年目)	平成 29 年 (最終年)
875	840	800	760	730	700
対前年減少率	-4.0%	-4.8%	-5.0%	-3.9%	-4.1%

c 具体的対策

上記の課題を踏まえ、以下の各取組を行うこととする。

(a) 大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした取組（指導・啓発：局・署・労働災害防止団体、実施：事業者）

次の事項を重点とした啓発・指導の実施

- ① 経営トップに対する働きかけによる安全・健康意識の高揚
- ② 安全衛生管理体制の確立、安全衛生担当者の明確化と担当者に対する教育の実施
- ③ 安全衛生教育の継続的实施（特に、パート・アルバイト等に対する転倒災害防止、切れ・こすれ災害防止を重点とした雇入時安全衛生教育の充実）
- ④ バックヤードを中心とした作業場の安全化対策の徹底（特に、食品加工用機械の災害防止対策の徹底）
- ⑤ 災害事例等の掲示、「擬似体験設備」の設置等「見える化」措置の活用促進による労働者の意識改善
- ⑥ 高年齢労働者に配慮した設備改善、安全衛生教育の充実

(b) 災害発生を契機とした当該事業場に対する上記（a）①～⑥の事項を重点とした指導・啓発の実施による当該事業場の安全管理水準の向上（署）

(c) 中災防、関係労働災害防止団体及びその各支部等との連携による該当事業場に対する説明会、研修会等の機会の充実（局・署・労働災害防止団体）

(d) 小零細事業場に対する集団（商店街、組合等）をとらえた啓発・指導（局・署）

(イ) 社会福祉施設対策

a 課題（【別表 1-3】【別表 3-15】【別表 3-16】参照）

社会福祉施設においても、第 11 次防期間中の労働災害発生件数は年々増加しており、平成 19 年に比し 5 割近く増加している。型別にみると「動作の反動・無理な動作」が約 1/3 を占め、「転倒」が約 27%と 1/4 を超えており、この 2 つの型で 6 割に達している。

年齢別に見ると、40 歳以上で約 7 割以上を占め、50 歳以上で 5 割、特に 60 歳以上で 2 割を超えており、これは他業種にない特徴である。

上記 2 つの型の労働災害防止対策のほか、高年齢労働者対策が必要な業種である。

b 目標

【 目 標 】

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに**社会福祉施設**における労働災害による休業 4 日以上**の死傷者の数を 10%以上減少させる。**

（当業種の就業者人口の増加を考慮して「10%」にとどめたものである。）

各年ごとの具体的数値目標（人数及び減少率）					
平成 24 年 （基準年）	平成 25 年 （1 年目）	平成 26 年 （2 年目）	平成 27 年 （3 年目）	平成 28 年 （4 年目）	平成 29 年 （最終年）
485	470	460	450	440	430
対前年減少率	-3.1%	-2.1%	-2.2%	-2.2%	-2.3%

c 具体的対策

上記の課題を踏まえ、以下の各取組を行うこととする。

(a) 対象事業場に対する、次の事項を重点とした啓発・指導の実施（指導・啓発：局・署、実施：事業者）

- ① 経営トップに対する働きかけによる安全・健康意識の高揚
 - ② 安全衛生管理体制の確立、安全衛生担当者の明確化と担当者に対する教育の実施
 - ③ 安全衛生教育の継続的实施（特に、パート・アルバイト等に対する「腰痛予防」「転倒災害防止」を重点とした雇入時安全衛生教育の充実）
 - ④ 災害事例等の掲示、「擬似体験設備」の設置等「見える化」措置の活用促進による労働者の意識改善
 - ⑤ 高年齢労働者に配慮した設備改善、安全衛生教育の充実
- (b) 災害発生を契機とした当該事業場に対する上記（a）①～⑤の事項を重点とした指導・啓発の実施による当該事業場の安全管理水準の向上（署）
- (c) 県、市町村と連携を図り、次の事項を重点とした取組を強化する（局・署・行政機関）
- ① 研修会、説明会等対象事業場に対する指導・啓発の機会を増やす
 - ② 新規事業場の把握を定期的に行い、新規事業場に対して早期に指導・啓発の機会を設ける
- (d) 中災防、関係労働災害防止団体及びその各支部等との連携による該当事業場に対する説明会、研修会等の機会の充実（局・署・労働災害防止団体）
- (e) 上記（a）～（c）の機会をとらえた「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年度改正予定）の周知（指導・啓発：局・署・労働災害防止団体、実施：事業者）

(ウ) 飲食店対策

a 課題（【別表 1-3】【別表 3-17】【別表 3-18】参照）

飲食店においても、労働災害発件数は、平成 19 年に比し平成 24 年は増加しており、特に「転倒」が約 1/4 を占め、「切れ・こすれ」が約 30%とこの 2 つの型で 5 割を超えている。

また、年度別に見ると特に高年齢労働者の割合が高いといった傾向はないが、一方で 19 歳以下の割合が平成 24 年で約 15%となっている（平成 19 年は約 20%）のが、他業種にない特徴であり、経験年数の浅い若年層に対する対策が必要業種である。

b 目標

【 目 標 】					
平成 24 年と比較して、平成 29 年までに飲食店における労働災害による休業 4 日以上死傷者の数を 20%以上減少させる。					
各年ごとの具体的数値目標（人数及び減少率）					
平成 24 年 （基準年）	平成 25 年 （1 年目）	平成 26 年 （2 年目）	平成 27 年 （3 年目）	平成 28 年 （4 年目）	平成 29 年 （最終年）
389	370	350	330	320	310
対前年減少率	-4.9%	-5.4%	-5.7%	-3.0%	-3.1%

c 具体的対策

上記の課題を踏まえ、以下の各取組を行うこととする。

- (a) 多店舗展開企業を重点とした取組（指導・啓発：局・署、実施：事業者）
次の事項を重点とした啓発・指導の実施

- ① 経営トップに対する働きかけによる安全・健康意識の高揚
 - ② 安全衛生管理体制の確立、安全衛生担当者の明確化と担当者に対する教育の実施
 - ③ 安全衛生教育の継続的实施（特に、パート・アルバイト等に対する転倒災害防止、切れ・こすれ災害防止を重点とした雇入時安全衛生教育の充実）
 - ④ バックヤードを中心とした作業場の安全化対策の徹底（特に、食品加工用機械の災害防止対策の徹底）
 - ⑤ 災害事例等の掲示、「擬似体験設備」の設置等「見える化」措置の活用促進による労働者の意識改善
 - ⑥ 「飲食店における労働災害防止対策にかかる好事例集（仮称）」（中災防作成予定）の活用
 - ⑦ 受動喫煙防止対策の推進
- (b) 災害発生を契機とした当該事業場に対する上記（a）①～⑦の事項を重点とした指導・啓発の実施による当該事業場の安全管理水準の向上（署）
- (c) 中災防、関係労働災害防止団体及びその各支部等との連携による該当事業場に対する説明会、研修会等の機会の充実（局・署・労働災害防止団体）
- (d) 小零細事業場に対する集団（商店街、組合等）をとらえた啓発・指導（局・署）

イ 陸上貨物運送事業対策

(ア) 課題（【別表 1-3】【別表 3-11】【別表 3-12】参照）

陸上貨物運送事業においては第 11 次防期間中の労働災害発生件数に大幅な減少は見られず、型別で見ると、「交通事故」の割合が約 6%、「墜落・転落」が約 25%、「転倒」が約 14%、「動作の反動・無理な動作」が約 17%となっており、この 4 つの型で 6 割を超えている。特に、道路貨物運送業に限定すると「墜落災害」が約 27%、陸上貨物取扱業に限定すると「動作の反動・無理な動作」が約 20%と高率となっている。平成 19 年も同様な傾向であったが、平成 24 年は特に「動作の反動・無理な動作」の割合が増加している。

次に、年齢別に見ると、平成 24 年は 30 歳代以下の割合が減少し、40 歳代以上の割合が増加している。

「墜落・転落」の割合が高いことから、今後も「荷主」に対する指導を含めた「荷積み・荷降ろし」場所での設備改善等、墜落・転落の防止対策に加え、「転倒災害防止」、「腰痛防止対策」も必要な業種である。

(イ) 目標

【 目 標 】					
平成 24 年と比較して、平成 29 年までに陸上貨物運送事業における労働災害による休業 4 日以上 ¹ の死傷者の数を 10%以上減少させる。					
各年ごとの具体的な数値目標（人数及び減少率）					
平成 24 年 （基準年）	平成 25 年 （1 年目）	平成 26 年 （2 年目）	平成 27 年 （3 年目）	平成 28 年 （4 年目）	平成 29 年 （最終年）
825	810	790	770	750	740
対前年減少率	-1.8%	-2.5%	-2.5%	-2.6%	-1.3%

(ウ) 具体的対策

上記の課題を踏まえ、以下の各取組を行うこととする。

- a 荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底（指導・啓発：局・署・労働災害防止団体、実施：事業者）

陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部・各分会との連携を強化し、「トラックの荷役作業における安全対策ガイドライン」の周知・普及を促進する。

- b トラック運転手に対する荷台からの墜落・転落災害の防止、腰痛予防対策を重点とした安全衛生教育の実施の指導を強化する。（指導・啓発：局・署・労働災害防止団体、実施：事業者）

この際、荷役作業の「作業手順書」の作成支援を行い、当該作業手順書に従った作業の徹底を指導する。

- c 経営トップの理解、安全衛生管理体制の整備により、作業現場の実態を把握を徹底し、必要な場合には荷主に対する要請を行える体制を充実するよう指導する。（指導・啓発：局・署・労働災害防止団体、実施：事業者）

- d 荷主による取組の促進（指導・啓発：局・署・労働災害防止団体、実施：事業者）

荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促進する。

ウ 食料品製造業対策

- (ア) 課題（【別表 1-3】【別表 3-19】【別表 3-20】参照）

食料品製造業は、製造業における災害件数のうちで占める割合が、平成 19 年が約 24%、平成 23 年が約 27%、平成 24 年が約 29%と年々上昇しており、現在、約 3 割を占めている。型別では、「転倒」が約 24%、「切れ・こすれ」が約 23%とこの 2 つの型で約半数を占め、年代別では 40 歳代以上で約 7 割を占めている。特に 50 歳以上の割合が約 45%と半数近くとなっているのが他業種にない特徴である。

特に、次年度以降も重点対象として取上げるべき業種である。

- (イ) 目標

【 目 標 】					
平成 24 年と比較して、平成 29 年までに食料品製造業における労働災害による休業 4 日以上の死傷者の数を 15%以上減少させる。					
各年ごとの具体的数値目標（人数及び減少率）					
平成 24 年 （基準年）	平成 25 年 （1 年目）	平成 26 年 （2 年目）	平成 27 年 （3 年目）	平成 28 年 （4 年目）	平成 29 年 （最終年）
332	320	310	300	290	280
対前年減少率	-3.6%	-3.1%	-3.2%	-3.3%	-3.4%

- (ウ) 具体的対策

上記の課題を踏まえ、以下の各取組を行うこととする。

- a 経営トップに対する働きかけによる安全・健康意識の高揚（指導・啓発：局・署・労働災害防止団体、実施：事業者）

- b 安全衛生管理体制の確立、安全衛生担当者の明確化と担当者に対する教育の実施の指導（指導・啓発：局・署・労働災害防止団体、実施：事業者）

- c 食品加工用機械の災害防止対策の推進（指導・啓発：局・署・労働災害防止団体、実施：事業者）
- d 安全衛生教育の継続的实施（特に、パート・アルバイト等に対する、切れ・こすれ災害防止、転倒災害防止を重点とした雇入時安全衛生教育の充実）（指導・啓発：局・署・労働災害防止団体、実施：事業者）
- e 災害事例等の掲示、「擬似体験設備」の設置等「見える化」措置の促進による労働者の危険感受性を高める等の意識改善（指導・啓発：局・署・労働災害防止団体、実施：事業者）
- f 災害発生を契機とした当該事業場に対する上記（a）～（e）の事項を重点とした指導・啓発の実施による当該事業場の安全管理水準の向上（署）
- g 小零細事業場に対する集団（組合等）をとらえた啓発・指導（局・署）

（2）重篤災害多発業種対策

ア 建設業対策

（ア）課題（【別表 1-1】、【別表 1-3】、【別表 3-1】～【別表 3-6】参照）

建設業においては、休業災害、死亡災害とも平成 19 年に対して大幅に減少し、第 11 次防期間中の行政効果が顕著であったと言える。

第 11 次防期間中 5 年間の死亡災害を事故の型別にみると、「墜落・転落」が 45.7% と半数近くを占めており、次に「その他」が 22.8% となっている。この「その他」には脳・心臓疾患による死亡（いわゆる「過労死」等）が含まれ、特に平成 23 年に 2 件、24 年に 4 件と近年増加傾向にある。その他、「はさまれ・巻き込まれ」が 7.6%、「飛来・落下」、「崩壊・倒壊」「激突され」がそれぞれ 5.4% となっている。

また、年齢別にみると、60 歳以上で 30.4%、50 歳代で 27.2% と、50 歳以上で約 6 割を占めている。

平成 24 年の休業災害を事故の型別にみると、「墜落・転落」が 3 割を超えており、「転倒」、「飛来・落下」、「はさまれ・巻き込まれ」、「切れ・こすれ」がそれぞれ 1 割前後であり、この 5 つの型で全体の 7 割を超えている。

一方、平成 24 年の休業災害を年齢別にみると、24 年は 20 歳代、30 歳代、40 歳代、50 歳代、60 歳以上がそれぞれ 2 割前後という構成になっており、これも平成 19 年と大差がなく、年齢別でみた特徴はない。

以上のような状況から、建設業における災害は減少傾向にはあるものの、死亡災害は依然として全業種の死亡災害のうち 3 割から 4 割を占めており、重篤災害の発生しやすい業種として今後も重点業種とすべきであり、また、「墜落災害」の防止対策の継続的な実施が不可欠であるとともに、高年齢労働者対策も必要な業種である。

(イ) 目標

【 目 標 】						
平成 24 年と比較して、平成 29 年までに建設業における						
① 労働災害による死亡者の数を 20%以上減少させる。						
② 労働災害による休業 4 日以上の死傷者の数を 15%以上減少させる。						
各年ごとの具体的数値目標（人数及び減少率）						
	平成 24 年 （基準年）	平成 25 年 （1 年目）	平成 26 年 （2 年目）	平成 27 年 （3 年目）	平成 28 年 （4 年目）	平成 29 年 （最終年）
死 亡	16	15	14	13	12	12
	対前年減少率	-6.3%	-6.7%	-7.1%	-7.7%	0.0%
休 業	907	880	850	820	790	760
	対前年減少率	-3.0%	-3.4%	-3.5%	-3.7%	-3.8%

(ウ) 具体的対策

上記の課題を踏まえ、以下の各取組を行うこととする。

- a 墜落・転落災害防止対策の徹底（指導・啓発：局・署・労働災害防止団体、実施：事業者）
- ① リスクアセスメントの実施による墜落・転落災害防止対策の見直し・徹底
 - ② 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく措置、特に「より安全な措置」の採用についての普及・指導の強化
 - ③ ハーネス型安全帯の普及促進
- b 「重機災害」、崩壊・倒壊災害防止対策の徹底（指導・啓発：局・署・労働災害防止団体、実施：事業者）
- c 解体工事、修繕工事の把握と監督・指導の強化（署）
今後増加が予想される解体工事、修繕工事についての現場把握を徹底し、指導を強化する。特に、墜落・転落災害防止、アスベストばく露防止についての指導を徹底する。
- d 自然災害時、災害復旧時の工事における安全対策の徹底（指導・啓発：局・署・労働災害防止団体、実施：事業者）
- f 雇入時教育、新規入場時教育等の徹底（指導・啓発：局・署・労働災害防止団体、実施：事業者）
災害事例等の掲示、「疑似体験設備」の設置等「見える化」措置の活用促進による若年労働者や新規入場者等、特に経験の浅い労働者に対する意識改善（指導・啓発：局・署・労働災害防止団体、実施：事業者）。
- g 建設業労働災害防止協会神奈川支部（以下「建災防支部」という。）・各分会との連携の強化（局・署・労働災害防止団体）
- ① 災害急増時や自然災害（台風、大雨、酷暑等）の発生が予想される時期に、「局⇒建災防支部⇒分会⇒会員事業場」又は「署⇒分会⇒会員事業場」の連絡（指導、要請等）が迅速に行われるよう、連携を強化する。
 - ② 行政を補完する意味での建災防支部による講習会、パトロールの実施を継続する。
 - ③ 県外事業者、非会員事業者に対する指導、啓発について局署・建災防支部・分会が連携を図って実施する。

イ 製造業対策

(ア) 課題（【別表 1-1】、【別表 1-3】、【別表 3-7】～【別表 3-10】参照）

製造業においても休業災害は平成 19 年に比し平成 24 年は約 2 割減少しており、第 11 次防期間中の行政効果が顕著であったと言えるが、死亡災害に関しては平成 23 年までは 10 人以下を継続していながら最終年の平成 24 年に対前年比で 5 人と大幅に増加した。

第 11 次防期間中 5 年間の死亡災害を事故の型別にみると、「はさまれ・巻き込まれ」が 2 割を超えており最も多く、次に「激突され」が約 15%、「墜落・転落」、「崩壊・倒壊」、「交通事故」を加えた 5 つの型で全体の 7 割近くを占めている。年齢別には、30 歳代が約 40%、次に 50 歳代が約 25%となっている。

平成 24 年の休業災害を事故の型別に見ると、「はさまれ・巻き込まれ」が 2 割を超えており最も多く、これに「墜落・転落」、「転倒」、「切れ・こすれ」を加えた 4 つの型で全体の 6 割を超えている。特に「はさまれ・巻き込まれ」は平成 19 年の約 8%から平成 23 年には約 24%と大幅に増加している。

年齢別に見ると、40 歳代以上で 6 割を超えており、50 歳代、60 歳代でもそれぞれ約 2 割という状況で、高年齢労働者対策の必要性もあると言える。

以上により、製造業に対しては、今後も、機械等による「はさまれ・巻き込まれ」、「墜落・転落」の防止を重点とし、死亡災害等の重篤災害防止対策の強化が必要である。

(イ) 目標

【 目 標 】						
平成 24 年と比較して、平成 29 年までに製造業における						
① 労働災害による死亡者の数を 10%以上 減少させる。						
② 労働災害による休業 4 日以上の死傷者の数を 15%以上 減少させる。						
各年ごとの具体的数値目標（人数及び減少率）						
	平成 24 年 （基準年）	平成 25 年 （1 年目）	平成 26 年 （2 年目）	平成 27 年 （3 年目）	平成 28 年 （4 年目）	平成 29 年 （最終年）
死 亡	12	11	10	10	10	10
	対前年減少率	-8.3%	-9.1%	0.0%	0.0%	0.0%
休 業	1,126	1,090	1,050	1,010	980	950
	対前年減少率	-3.2%	-3.7%	-3.8%	-3.0%	-3.1%

(ウ) 具体的対策

上記の課題を踏まえ、以下の各取組を行うこととする。

- a リスクアセスメントの実施等機械設備・施設の安全対策の定期的見直し及び改善による管理体制の整備の促進（指導・啓発：局・署・労働災害防止団体、実施：事業者）
- b 死亡災害や障害の残る災害につながりやすい「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を重点とした、機械設備の本質安全化等災害防止対策の徹底（指導・啓発：局・署・労働災害防止団体、実施：事業者）
- c 災害事例等の掲示、「擬似体験設備」の設置等「見える化」措置の活用促進による労働者の意識改善（指導・啓発：局・署・労働災害防止団体、実施：事業者）
- d （公社）神奈川労務安全衛生協会本部、各支部や工業組合等の団体との連携強化による法改正、ガイドラインの策定等についての迅速な広報・普及・啓発を行う体制の強化（局・署・労働災害防止団体）

(3) 健康確保・職業性疾病対策

ア 労働衛生の現状と今後の課題

精神障害の労災請求事案は年々増加し、脳・心臓疾患の労災請求事案についても高止まりの状況にあることから、メンタルヘルス及び過重労働による健康障害防止対策については、引き続き、最重点対策として継続する必要がある。

メンタルヘルス対策については、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく事業場の取組を推進し、特に事業場における心の健康づくり計画の策定を促すとともに職場改善の取組を推進する必要がある。

また、過重労働対策については、労働時間の適正な把握、時間外労働の削減及び長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者（以下「長時間労働者」という。）に対する医師による面接指導等の実施による健康確保対策の徹底を図る必要がある。

さらに、厳しい社会経済情勢の中で、業務が複雑化、高度化し、さらに迅速化等が求められる中、過重労働による健康障害を防止し、労働者の心と体の健康を保持増進するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも長時間労働の抑制が求められている。

一方、印刷業での胆管がんの集団発生を契機に化学物質による職業がんの防止対策が急務となっており、特定化学物質障害予防規則等による規制の対象となっていない化学物質による健康障害を防止するための対策が重要な課題となっている。

加えて、業務上疾病の約7割が腰痛であり、発生件数の多い社会福祉施設、陸上貨物運送事業及び小売業を重点対策とした取組が必要となっている。

さらに、熱中症及び化学物質との接触等による重篤な労働災害が発生していることから、職業性疾病防止対策の強化が課題となっている。

イ メンタルヘルス対策

(ア) 課題

平成 22 年度までは事業場に対して「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知指導を行ってきたところであるが、事業場の取組状況に応じたより計画的、具体的な取組を推進するため、平成 23 年度以降については、特に心の健康づくり計画の策定に特化した指導を行った。

その結果、平成 23 から平成 24 年度にかけて調査指導した 6,242 事業場のうち、心の健康づくり計画を策定した事業場数は 1,308 事業場（策定率 21.0%）となったところであるが、策定率を向上させるため今後も継続して指導を行う必要がある。

また、メンタルヘルス対策支援センター（※1）及び地域産業保健センター（※2）との連携を図り、事業場における取組をさらに推進する必要がある。

※1 メンタルヘルス対策支援センター

職場のメンタルヘルスの予防から職場復帰支援までの相談やアドバイスを行う機関

※2 地域産業保健センター

労働者50人未満の事業場を対象に、各種産業保健サービスを提供する機関

(イ) 目標

【 目 標 】

平成 29 年度末において心の健康づくり計画を策定している事業場数を 5,000 以上とする

(ウ) 具体的対策

a 中小規模事業場の心の健康づくり計画の策定等の推進

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知を図り、心の健康づくり計画の策定等を推進するとともに地域産業保健センター及びメンタルヘルス対策支援センターの利用促進により中小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を促進する。

また、メンタルヘルス対策に取り組む小規模事業場に対し各種支援事業の活用を推進する。

b 職場のストレス要因の把握及び職場の改善

労働者のストレスへの気づきを促し、セルフケアを推進するためストレスチェック等の取組を推進するとともに、事業場内での相談体制の整備を推進する。

メンタルヘルス不調を予防するため、職場のストレス要因を把握し職場環境の改善・快適化を推進する。

また、パワーハラスメントによるメンタルヘルス不調を予防するため、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を参考にするとともに、ポータルサイト「あかるい職場応援団」等を活用した取組を推進する。

c 職場復帰支援の取組の推進

事業場がメンタルヘルスに問題を抱える労働者の職場復帰を容易に取り組むことができるよう、職場復帰支援に係る事例集及びモデルプログラムを周知する。

d 事業場外資減の活用

50人未満の事業場を対象とした地域産業保健センターの相談窓口や労災病院の心の電話相談等を活用することにより、事業場における相談体制の整備を図るとともに、メンタルヘルス対策支援センターを活用した事業場内の体制整備や職場復帰支援体制の整備を推進する。

また、働く人のこころの健康づくりのためのポータルサイト「こころの耳」の利用を推進し、事業場外資源からの各種情報の提供や助言を活用した取組を推進する。

e 関係団体等との連携

神奈川県内においてメンタルヘルスに係わる団体で構成された「神奈川メンタルヘルス対策推進連絡会議」等を開催し、関係団体等との連携を図る。

【表5】 心の健康づくり計画策定状況（業種別・規模別）

平成25年3月末現在

業種	規模50人未満			規模50人以上			規模計		
	事業場数	策定済	策定率	事業場数	策定済	策定率	事業場数	策定済	策定率
製造業	925	54	5.8%	717	344	48.0%	1642	398	24.2%
建設業	109	11	10.1%	49	24	49.0%	158	35	22.2%
運輸・交通業	360	20	5.6%	196	75	38.3%	556	95	17.1%
商業	879	94	10.7%	320	109	34.1%	1,199	203	16.9%
その他	1,810	212	11.7%	876	365	41.7%	2,686	577	21.5%
合計	4,083	391	9.6%	2,158	917	42.5%	6,241	1,308	21.0%

※平成23年度以降県内の労働基準監督署において確認、指導を行った事業場数

ウ 過重労働による健康障害防止対策

(ア) 課題

労働時間の適正な把握及び時間外労働の削減、ワークライフバランス、労働時間設定改善等の取組のほか、時間外労働協定の適正化のための指導を実施するとともに、長時間労働者に対する医師による面接指導等の健康確保対策の徹底について指導を行った。

しかしながら、健康確保対策が徹底されていない事業場が現在もなお存在する状況にある。

今後も長時間労働者に対する医師による面接指導等の健康管理対策の徹底を図り、疲労回復のための十分な睡眠時間が確保できるように長時間労働を排除するための指導を行う必要がある。

(イ) 目標

【 目 標 】
長時間労働の排除と長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施を推進する

(ウ) 具体的対策

- a 労働時間の適正な把握管理及び健康管理の徹底
時間外労働協定の適正化、労働時間等の設定改善等の取組を推進し長時間労働を抑制するとともに、定期健康診断の事後措置、保健指導を適切に実施する。
- b 長時間労働者に対する医師による面接指導等の健康管理の徹底
長時間労働者に対する医師による面接指導等を確実に実施する。
また、労働者数 50 人未満の事業場においては、地域産業保健センターの活用を積極的に推進する。
- c 衛生委員会等における調査審議による健康管理の徹底
衛生委員会等の活性化を図り、長時間労働による健康障害防止を図るための対策の樹立等について調査審議の徹底を推進する。

エ 化学物質対策

(ア) 課題

作業管理、作業環境管理の徹底により、特定化学物質、有機溶剤及び一酸化炭素等の化学物質による中毒等の防止を図ってきたところであるが、平成24年度において印刷業務における胆管がんの発症を契機として、印刷業に対して緊急対策に基づく指導を実施した。

さらに印刷業以外の業種に対しても、化学物質の有害性に応じた適切なかばく露防止対策が急務となっており、また、化学物質を取り扱う事業場におけるリスクアセスメントの実施をこれまで以上に推進する必要がある。

特に、化学物質を製造する事業場をはじめとして、流通段階の各事業場から安全データシート（SDS）が確実に交付されるよう周知、徹底を図る必要がある。

(イ) 目標

【 目 標 】
平成29年度末において危険有害性のある化学物質を取り扱う事業場の化学物質に係るリスクアセスメント実施事業場の割合を50%以上とする

(ウ) 具体的対策

- a 危険有害性の表示、安全データシート(SDS)の交付制度の普及促進
危険有害性のある化学物質を譲渡する場合は、危険有害性の表示、SDSの交付による危険有害性情報の伝達が確実に行われるよう周知、指導する。
また、化学物質を取り扱う事業場においては、SDSを作業場に掲示する等により労働者に周知する。
- b 危険有害性情報を活用したリスクアセスメントの実施推進
危険有害性情報を活用したリスクアセスメントを実施し、リスク低減措置の検討及び実施を推進する。
- c 作業環境管理の徹底及び改善
労働安全衛生法に基づく作業環境測定を適正に実施するとともに、測定結果に基づく評価と事後措置を徹底し、職場環境の改善を推進する。

オ 腰痛予防対策

(ア) 課題

職場における腰痛は増加傾向にあり、また、多くの業種に見られるが、特に社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送事業に多発している。

腰痛は様々な要因が重なり合って発生しているため、今後においても、作業管理、作業環境管理、健康管理及び労働衛生教育を適切に行い、腰痛を予防することが必要である。

(イ) 目標

【 目 標 】

平成 24 年と比較して平成 29 年の腰痛による休業 4 日以上¹の業務上疾病者数を 10%以上減少させる

(ウ) 具体的対策

- a 「職場における腰痛予防対策指針」の周知、徹底
平成 25 年度に改正予定の「職場における腰痛予防対策指針」について、腰痛の発生が多い社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点に周知徹底を行う。
- b 作業方法の改善
介護機器等の導入による負担軽減、重量物の取扱方法及び作業姿勢の改善等により予防対策を推進する。
- c 腰痛予防教育の徹底等
腰痛発生が懸念される社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点として、労働安全衛生法に定める雇入時教育に併せて腰痛予防対策を実施するとともに、配置転換時等においても必要に応じて腰痛予防対策に係る教育の充実を図る。
なお、社会福祉施設については、県や市町村と連携を図り研修会を実施するとともに、介護福祉機器の導入等により腰痛予防対策を実施するモデル事業場の事例を周知広報する。

カ 熱中症対策

(ア) 課題

熱中症による労働災害発生件数は、夏季の猛暑日が多い年は発生件数も多いなど、夏

季の気象条件により発生件数が変動しているところであり、今後も熱中症に対する正しい知識と早期の注意喚起が重要である。また、WBGT値（「暑さ指数」、以下同じ）を活用した適切な作業環境管理、作業管理、労働者の健康管理及び熱中症発生時の迅速な救急措置の実施等により、熱中症発生及び重症化の防止を図ってきたところであるが、依然として熱中症の発生もみられることから、今後も継続して指導を実施する必要がある。

(イ) 目標

【 目 標 】

平成 20 年から平成 24 年までの5年間と比較して、平成 25 年から平成 29 年までの5年間の職場での熱中症による休業 4 日以上の死傷者数を 20%以上減少させる

(ウ) 具体的対策

a 早期警戒及び適切な作業計画

夏季の建設業等においては、熱中症対策を早期に取り組むとともに、無理のない作業計画の策定及び労働者に対する教育の実施により予防対策の徹底を図る。

b WBGT値による作業環境管理、作業管理

WBGT値を活用した適切な作業環境管理、作業管理の徹底を図る。

c 健康管理と早めの対処等

熱中症の発症と関係が深い健康診断項目の所見に応じた健康管理を行うとともに、熱中症の発症が疑われる場合は、早めの対処を行う等重症化の防止を図る。

熱中症の発生状況、予防対策の実施状況等について実態を把握することにより、今後の予防対策及び労働者に対する教育に資することとする。

キ 粉じん障害防止対策

(ア) 課題

平成 20 年度を初年度とする第 7 次粉じん障害防止総合対策（5 か年計画）により、アーク溶接作業、岩石等の裁断等作業、金属研ま作業及びすい道等建設工事を重点とする粉じん作業の適切な作業管理と作業者に対する健康管理の徹底について指導した。

しかしながら、じん肺健康診断における有所見者率及び新規有所見者数は減少している一方で、呼吸用保護具の未使用、健康診断の未実施等が認められることから、引き続き、作業環境の改善、健康管理の確保等についての指導が必要である。

(イ) 具体的対策

第 8 次粉じん障害防止総合対策（5 か年計画）に基づき、アーク溶接作業、岩石等の裁断等作業、金属等の研ま作業及びすい道等建設工事を重点とした粉じん障害防止対策の徹底を図る。

また、労働者に対するじん肺健康診断の実施の徹底及び離職者に対する健康管理手帳制度に基づく健康診断の実施を図る。

ク 受動喫煙防止対策

(ア) 課題

職場における受動喫煙防止として「職場における喫煙対策のためのガイドライン」により職場の空間分煙対策を中心に推進し、支援制度の周知等を行った。

また、神奈川県においては平成 22 年度から受動喫煙防止条例が施行されていること

から、引き続き、受動喫煙防止について連携した取組みを推進する必要がある。

(イ) 具体的対策

受動喫煙防止対策の必要性についての啓発及び支援制度の周知を図るとともに、神奈川県と連携して職場の受動喫煙防止対策の推進を図る。

(4) 業種横断的取組

ア リスクアセスメントの普及促進

(ア) 課題

第11次防期間中、リスクアセスメントの普及促進のための各種施策に取り組んできたが、平成25年3月末時点で、県内の労働者数300人以上規模の事業場のうちリスクアセスメントの取組状況について把握した事業場のうち、約8割の事業場でリスクアセスメントに取り組んでいるが、100人から299人規模で7割弱、50人から99人規模で5割強、49人以下の規模で3割弱という取組状況である。

このため、第12次防期間においても、引き続き、リスクアセスメントの取組について普及促進を図り、特に、中小規模事業場における取組事業場の割合を高めていく必要がある。

(イ) 具体的対策（指導・啓発：局・署・労働災害防止団体、実施：事業者）

a 中小規模事業場へのリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進

局・署で実施する会議、集団指導、個別事業場に対する指導等あらゆる機会をとらえ、普及促進を図る。

b 新たに作成される予定である「中小規模事業場向けマネジメントシステム導入マニュアル」による周知・啓発を行う。

c マネジメントシステムの普及促進に当たっては、労働災害防止団体や労働安全・衛生コンサルタント等を活用する。

イ 高年齢労働者対策

(ア) 課題

神奈川県内においては、近年急速に高齢化が進んでいるとまでは言えない状況であるが、定年延長等を背景として特に60歳以上の就業者数が増加している状況にある。

また、社会福祉施設、製造業といった特定の業種においては、高年齢労働者の割合が高く、身体機能低下に伴うリスクを低減させるため、特に高年齢労働者対策が緊急の課題となっている。

(イ) 具体的対策（指導・啓発：局・署・労働災害防止団体、実施：事業者）

a 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組

高年齢労働者の割合の高い職場においては、身体機能低下に伴うリスク増大に対応して、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保等設備改善によるリスク低減措置を講ずるほか、記憶力低下、注意力低下に伴うリスク増大に対応して、定期的な安全衛生教育、KYT・TBMの繰返し実施等の措置を講ずるよう啓発・指導を行う。

b 高年齢労働者に対する安全衛生教育の実施

基礎疾患、体調不良による健康障害リスクの低減のため、労働者自身による健康管理が重要であることから、安全衛生教育等の実施にあたってこの点を配慮した教育を実施するよう啓発・指導を行う。

ウ 非正規雇用労働者対策

(ア) 課題

神奈川県においては、パートタイム労働者等非正規雇用労働者の比率が全国平均に比べて高く、特に、卸・小売業、飲食店、社会福祉施設、食料品製造業等特定の業種においては5割を超えていることから、非正規雇用労働者に対する安全衛生教育等の実施が重要である。

(イ) 具体的対策

- a 安全衛生教育の継続的实施（特に、パート、アルバイト等を対象とした雇入時教育）を指導する（指導・啓発：局・署・労働災害防止団体、実施：事業者）。
- b 「見える化」「疑似体験設備の設置」等により、労働者の危険感受性を高める等意識改善を図る（指導・啓発：局・署・労働災害防止団体、実施：事業者）。

統 計 資 料

【別表 1】第11次防推進期間中の労働災害発生状況（資料出所：労働者死傷病報告）

【別表 1-1】死亡災害・業種別発生状況（平成19年～平成24年）（人）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H20～24計	
							人	比率
製造業	16	6	6	8	8	13	41	16.50%
建設業	23	14	22	17	23	16	92	37.00%
運輸交通業	9	5	5	8	5	4	27	10.90%
商業	3	3	6	5	3	3	20	8.10%
清掃・と畜業	0	6	2	5	1	3	17	6.90%
上記以外	6	10	11	9	14	7	51	20.60%
全業種計	58	44	52	52	54	46	248	100%

【別表 1-2】死亡災害・事故の型別発生状況（平成19年～平成24年）（人）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H20～24計	
							人	比率
墜落・転落	15	14	22	17	22	8	83	33.50%
転倒	5	1	1	0	1	1	4	1.60%
飛来・落下	2	3	3	2	2	0	10	4.00%
はさまれ・巻き込まれ	5	6	5	9	6	10	36	14.50%
交通事故	12	5	10	9	7	6	37	14.90%
その他	4	3	3	4	7	9	26	10.50%
上記以外	15	12	8	11	9	12	52	21.00%
全業種計	58	44	52	52	54	46	248	100%

【別表 1-3】休業災害・業種別発生状況（平成19年～平成24年）（人）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
						(人)	対19比
製造業	1,373	1,367	1,103	1,169	1,122	1,126	82.00%
食料品製造業	333	317	307	318	306	332	99.70%
建設業	1,208	1,069	851	890	914	907	75.10%
道路旅客運送業	280	273	273	313	307	322	115.00%
陸上貨物運送事業	890	955	772	816	785	825	92.70%
港湾運送業	69	71	39	49	47	35	50.70%
商業	1,016	1,035	978	1,038	1,066	1,115	109.70%
小売業	803	838	791	830	862	875	109.00%
保健衛生業	464	481	545	589	636	633	136.40%
社会福祉施設	328	344	411	437	485	485	147.90%
接客娯楽業	536	584	498	511	549	557	103.90%
飲食店	325	319	324	318	369	389	119.70%
通信業	232	210	193	207	205	212	91.40%
清掃・と畜業	440	464	394	417	383	352	80.00%
上記以外	588	610	569	575	579	605	102.90%
全業種計	7,096	7,119	6,215	6,574	6,593	6,689	94.30%

※ 「陸上貨物運送事業」は、「道路貨物運送業」と「陸上貨物取扱業」の合計である。以下、同じ。

【別表 1-4】休業災害・事故の型別発生状況（平成19年・平成24年対比）（人）

	H19		H24年	
	人	比率 (%)	人	比率
墜落・転落	1,225	17.30%	1,042	15.60%
転倒	1,205	17.00%	1,412	21.10%
飛来・落下	468	6.60%	409	6.10%
はさまれ・巻き込まれ	874	12.30%	697	10.40%
切れ・こすれ	566	8.00%	586	8.80%
交通事故	628	8.90%	523	7.80%
動作の反動・無理な動作	897	12.60%	994	14.90%
上記以外	1,233	17.30%	1,026	15.30%
合計	7,096	100%	6,689	100%

【資料 2】近年の就業構造等

【別表 2-1】 常用労働者数の産業別構成比

神奈川県・平成23年「毎月勤労統計調査」

	H19	H20	H21	H22	H23
調査産業計	100	100	100	100.0	100
建設業	6.1	5.8	4.2	4.1	4.1
製造業	18.9	18.9	16.3	15.8	15.6
卸売業・小売業	18.6	18.5	23.2	21.8	21.4
医療・福祉	8.3	8.5	10.6	10.1	10.4

【別表 2-2】 常用労働者数の産業別構成比

資料出所：総務省統計局「平成18年事業所・企業統計調査」
総務省統計局「平成21年経済センサス」

業種	平成18年		平成21年		対18年比	
	適用労働者数	構成比	適用労働者数	構成比	(%)	(Point)
	(人)	(%)	(人)	(%)		
製造業	555,419	19.30%	549,636	17.70%	99.00%	-1.6
建設業	151,676	5.30%	169,083	5.50%	111.50%	0.2
道路貨物運送業	82,529	2.90%	92,638	3.00%	112.20%	0.1
小売業	444,519	15.50%	443,245	14.30%	99.70%	-1.2
社会福祉施設	123,126	4.30%	146,883	4.70%	119.30%	0.5
飲食店	225,712	7.90%	236,413	7.60%	104.70%	-0.3
その他の業種	1,290,190	44.90%	1,460,450	47.10%	113.20%	2.2
全業種	2,873,171	-	3,098,348	-	107.80%	-
食料品製造業	51,073	1.80%	50,939	1.60%	99.70%	-0.2
通信業	31,156	1.10%	31,280	1.00%	100.40%	-0.1

【別表 2-3】 パートタイム労働者比率の推移

資料出所：平成23年 神奈川県毎月勤労統計調査

	H19	H20	H21	H22	H23
神奈川県	28.9	28.9	33.7	34	34.1
男性	12.6	12.7	15.1	14.9	16.2
女性	52.9	53.1	59.6	59.8	57.8
全国	26.1	26.1	27.3	27.8	28.2

【別表 2-4】 産業別常用労働者数及び労働異動率（事業所規模5人以上）

資料出所：平成23年 神奈川県毎月勤労統計調査

	常用労働者数	うち、 パートタイム労働者数	パートタイム労働者比率	入職率	離職率
	(人)	(人)	(%)	(%)	(%)
E 製造業	422,066	52,784	12.5	1.3	1.45
D 建設業	110560	4,183	3.8	1.42	1.56
H 運輸業、郵便業	187,618	45,918	24.4	1.89	1.56
I 卸売業、小売業	576387	314,380	54.6	2.1	2.35
P 医療、福祉	281,004	119,013	42.4	2.24	1.93
M 宿泊業、飲食サービス業	214,401	160,264	74.8	3.67	3.92
その他の業種	907,067	224,453	24.7	-	-
調査産業計	2,699,103	920,995	34.1	2.02	2.08
E09・10食料品・たばこ	51,513	23,352	45.3	2.26	2.45

【別表 2-5】神奈川県内主要業種別就業構造と災害発生の関連

【別表 2-5-1】 神奈川県内就業者数（主要業種別・年齢別、平成17年・平成22年） 資料出所：総務省統計局「国勢調査」

業種	年	年齢別							総計	50歳～
		～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～			
全産業計	H17年	人	73,765	797,312	1,068,462	574,802	913,242	586,952	4,314,535	1,500,194
		比率	1.7%	18.5%	24.8%	13.3%	21.2%	13.6%	100.0%	34.8%
	H22年	人	65,472	659,158	960,230	967,172	764,161	730,749	4,146,942	1,494,910
		比率	1.6%	15.9%	23.2%	23.3%	18.4%	17.6%	100.0%	36.0%
製造業	H17年	人	5,936	99,571	185,039	152,405	160,243	74,712	677,906	234,955
		比率	0.9%	14.7%	27.3%	22.5%	23.6%	11.0%	100.0%	34.7%
	H22年	人	4,441	76,210	151,561	165,162	120,932	83,316	601,622	204,248
		比率	0.7%	12.7%	25.2%	27.5%	20.1%	13.8%	100.0%	33.9%
建設業	H17年	人	3,054	44,317	90,137	65,446	83,511	57,692	344,157	141,203
		比率	0.9%	12.9%	26.2%	19.0%	24.3%	16.8%	100.0%	41.0%
	H22年	人	2,438	28,786	68,049	69,652	58,344	63,213	290,482	121,557
		比率	0.8%	9.9%	23.4%	24.0%	20.1%	21.8%	100.0%	41.8%
運輸業	H17年	人	1,862	32,028	64,716	50,994	63,259	32,697	245,556	95,956
		比率	0.8%	13.0%	26.4%	20.8%	25.8%	13.3%	100.0%	39.1%
	H22年	人	1,811	27,985	59,090	63,589	51,330	45,098	248,903	96,428
		比率	0.7%	11.2%	23.7%	25.5%	20.6%	18.1%	100.0%	38.7%
卸売・小売業	H17年	人	26,600	151,839	167,873	145,283	156,380	93,013	740,988	249,393
		比率	3.6%	20.5%	22.7%	19.6%	21.1%	12.6%	100.0%	33.7%
	H22年	人	18,232	122,733	151,642	152,540	123,368	108,660	677,175	232,028
		比率	2.7%	18.1%	22.4%	22.5%	18.2%	16.0%	100.0%	34.3%
飲食店・宿泊業	H17年	人	18,943	56,925	41,336	32,810	43,682	31,934	225,630	75,616
		比率	8.4%	25.2%	18.3%	14.5%	19.4%	14.2%	100.0%	33.5%
	H22年	人	20,092	55,179	45,161	42,524	36,633	44,840	244,429	81,473
		比率	8.2%	22.6%	18.5%	17.4%	15.0%	18.3%	100.0%	33.3%
医療・福祉	H17年	人	1,448	72,118	76,906	73,243	67,457	35,727	326,899	103,184
		比率	0.4%	22.1%	23.5%	22.4%	20.6%	10.9%	100.0%	31.6%
	H22年	人	1,356	68,304	90,610	90,982	74,648	57,267	383,167	131,915
		比率	0.4%	17.8%	23.6%	23.7%	19.5%	14.9%	100.0%	34.4%

【別表 2-5-2】 休業4日以上死傷者数（主要業種別・年齢別、平成17年・平成22年）（資料出所：労働者死傷病報告）

業種	年	年齢別							総計	50歳～
		～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～			
全産業計	H17年	人	202	1,262	1,527	1,281	1,814	1,105	7,191	2,919
		比率	2.8%	17.5%	21.2%	17.8%	25.2%	15.4%	100.0%	40.6%
	H22年	人	150	889	1,347	1,515	1,397	1,276	6,574	2,673
		比率	2.3%	13.5%	20.5%	23.0%	21.3%	19.4%	100.0%	40.7%
製造業	H17年	人	38	251	348	253	382	251	1,523	633
		比率	2.5%	16.5%	22.8%	16.6%	25.1%	16.5%	100.0%	41.6%
	H22年	人	19	170	252	275	254	199	1,169	453
		比率	1.6%	14.5%	21.6%	23.5%	21.7%	17.0%	100.0%	38.8%
建設業	H17年	人	21	231	256	195	302	215	1,220	517
		比率	1.7%	18.9%	21.0%	16.0%	24.8%	17.6%	100.0%	42.4%
	H22年	人	22	133	219	159	168	189	890	357
		比率	2.5%	14.9%	24.6%	17.9%	18.9%	21.2%	100.0%	40.1%
運輸交通業	H17年	人	5	116	280	220	264	97	982	361
		比率	0.5%	11.8%	28.5%	22.4%	26.9%	9.9%	100.0%	36.8%
	H22年	人	8	87	244	315	239	152	1,045	391
		比率	0.8%	8.3%	23.3%	30.1%	22.9%	14.5%	100.0%	37.4%
商業	H17年	人	55	221	220	186	299	113	1,094	412
		比率	5.0%	20.2%	20.1%	17.0%	27.3%	10.3%	100.0%	37.7%
	H22年	人	41	161	179	243	237	177	1,038	414
		比率	3.9%	15.5%	17.2%	23.4%	22.8%	17.1%	100.0%	39.9%
接客娯楽業	H17年	人	60	126	70	68	106	80	510	186
		比率	11.8%	24.7%	13.7%	13.3%	20.8%	15.7%	100.0%	36.5%
	H22年	人	43	124	76	95	79	94	511	173
		比率	8.4%	24.3%	14.9%	18.6%	15.5%	18.4%	100.0%	33.9%
保健衛生業	H17年	人	2	67	56	96	108	66	395	174
		比率	0.5%	17.0%	14.2%	24.3%	27.3%	16.7%	100.0%	44.1%
	H22年	人	7	77	100	154	138	113	589	251
		比率	1.2%	13.1%	17.0%	26.1%	23.4%	19.2%	100.0%	42.6%

【別表 2-5-3】 就業者数（【別表 2-5-1】）に対する死傷者数
 （【別表 2-5-2】）の割合（主要業種別・年齢別、平成17年・平成22年）

業種	年	年齢別						総計	50歳～
		～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～		
全産業計	H17年	0.27%	0.16%	0.14%	0.22%	0.20%	0.19%	0.17%	0.19%
	H22年	0.23%	0.13%	0.14%	0.16%	0.18%	0.17%	0.16%	0.18%
製造業	H17年	0.64%	0.25%	0.19%	0.17%	0.24%	0.34%	0.22%	0.27%
	H22年	0.43%	0.22%	0.17%	0.17%	0.21%	0.24%	0.19%	0.22%
建設業	H17年	0.69%	0.52%	0.28%	0.30%	0.36%	0.37%	0.35%	0.37%
	H22年	0.90%	0.46%	0.32%	0.23%	0.29%	0.30%	0.31%	0.29%
運輸交通業	H17年	0.27%	0.36%	0.43%	0.43%	0.42%	0.30%	0.40%	0.38%
	H22年	0.44%	0.31%	0.41%	0.50%	0.47%	0.34%	0.42%	0.41%
商業	H17年	0.21%	0.15%	0.13%	0.13%	0.19%	0.12%	0.15%	0.17%
	H22年	0.22%	0.13%	0.12%	0.16%	0.19%	0.16%	0.15%	0.18%
接客娯楽業	H17年	0.32%	0.22%	0.17%	0.21%	0.24%	0.25%	0.23%	0.25%
	H22年	0.21%	0.22%	0.17%	0.22%	0.22%	0.21%	0.21%	0.21%
保健衛生業	H17年	0.14%	0.09%	0.07%	0.13%	0.16%	0.18%	0.12%	0.17%
	H22年	0.52%	0.11%	0.11%	0.17%	0.18%	0.20%	0.15%	0.19%

【別表 3】重点対象ごとの災害分析（特記ない場合は、平成24年の状況）

資料出所：労働者死傷病報告

1 建設業

(1) 中分類・経年
【別表 3-1】休業災害

業種	年別	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	目標値
		(基準年)						対目標値
01 土木工事業	件数	277	244	194	222	241	175	
	対前年比		88.1%	79.5%	114.4%	108.6%	72.6%	
02 建築工事業	件数	792	675	523	567	548	626	
	対前年比		85.2%	77.5%	108.4%	96.6%	114.2%	
内、木造建築	件数	208	158	140	137	144	158	
	対前年比		76.0%	88.6%	97.9%	105.1%	109.7%	
03 その他の建設	件数	139	150	134	101	125	106	
	対前年比		107.9%	89.3%	75.4%	123.8%	84.8%	
建設業 合計	件数	1,208	1,069	851	890	914	907	1,027
	対前年比		88.5%	79.6%	104.6%	102.7%	99.2%	88.3%

【別表 3-2】死亡災害

業種	年別	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
		(基準年)					
01 土木工事業	件数	4	4	7	3	4	4
	対前年比				-4	1	0
02 建築工事業	件数	13	6	11	13	16	8
	対前年比		-7	5	2	3	-8
内、木造建築	件数	5	3	1	2	3	3
	対前年比		-2	-2	1	1	0
03 その他の建設	件数	6	4	4	1	3	4
	対前年比		-2	0	-3	2	1
建設業 合計	件数	23	14	22	17	23	16
	対前年比		-9	8	-5	6	-7

(2) 中分類・事故の型別

【別表 3-3】休業災害

業種	型別	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	高温・低温の物との接触
		件数	45	13	8	31	7	8	27	16
01 土木工事業	構成比	25.7%	7.4%	4.6%	17.7%	4.0%	4.6%	15.4%	9.1%	1.7%
	件数	218	60	27	70	16	18	63	79	5
02 建築工事業	構成比	34.8%	9.6%	4.3%	11.2%	2.6%	2.9%	10.1%	12.6%	0.8%
	件数	67	10	9	12	2	3	10	27	0
内、木造建築	構成比	42.4%	6.3%	5.7%	7.6%	1.3%	1.9%	6.3%	17.1%	0.0%
	件数	31	13	2	14	3	2	13	7	1
03 その他の建設	構成比	29.2%	12.3%	1.9%	13.2%	2.8%	1.9%	12.3%	6.6%	0.9%
	件数	294	86	37	115	26	28	103	102	9
建設業 合計	構成比	32.4%	9.5%	4.1%	12.7%	2.9%	3.1%	11.4%	11.2%	1.0%
	件数	408	91	63	120	58	56	154	112	9
参考 H19年	構成比	33.8%	7.5%	5.2%	9.9%	4.8%	4.6%	12.7%	9.3%	0.7%
	件数									

【別表 3-4】死亡災害（平成19年～24年）

年別	型別	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故	その他	全体
		件数	10	1	1	3	1	1	4	1
平成19年	対前年比	43.5%	4.3%	4.3%	13.0%	4.3%	4.3%	17.4%	4.3%	100.0%
	件数	7	0	2				1	0	14
平成20年	対前年比	50.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%	0.0%	100.0%
	件数	10	1	2	1	2	3	1	0	22
平成21年	対前年比	45.5%	4.5%	9.1%	4.5%	9.1%	13.6%	4.5%	0.0%	100.0%
	件数	9			1	1	1		0	17
平成22年	対前年比	52.9%	0.0%	0.0%	5.9%	5.9%	5.9%	0.0%	0.0%	100.0%
	件数	11	1	1	3	1	1	1	2	23
平成23年	対前年比	47.8%	4.3%	4.3%	13.0%	0.0%	4.3%	4.3%	8.7%	100.0%
	件数	5	1			2	2	1	4	16
平成24年	対前年比	31.3%	6.3%	0.0%	0.0%	12.5%	12.5%	6.3%	25.0%	100.0%
	件数	42	3	5	5	5	7	4	6	92
平成20～24年合計	構成比	45.7%	3.3%	5.4%	5.4%	5.4%	7.6%	4.3%	6.5%	100.0%
	件数									

(3) 年齢別

【別表 3-5】休業災害

業種	年齢別	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～	全体
		件数	29	158	181	203	149	187
建設業 合計	構成比	3.2%	17.4%	20.0%	22.4%	16.4%	20.6%	100.0%
	件数	45	206	283	179	262	233	1,208
参考 H19年	構成比	3.7%	17.1%	23.4%	14.8%	21.7%	19.3%	100.0%
	件数							

【別表 3-6】死亡災害（平成19年～24年）

業種	年齢別	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～	全体
		件数		5	6	1	4	7
平成19年	構成比	0.0%	21.7%	26.1%	4.3%	17.4%	30.4%	100.0%
	件数	1		2	2	2	7	14
平成20年	構成比	7.1%	0.0%	14.3%	14.3%	14.3%	50.0%	100.0%
	件数	2	4	4	1	6	5	22
平成21年	構成比	9.1%	18.2%	18.2%	4.5%	27.3%	22.7%	100.0%
	件数	1	3	1	6	6	17	
平成22年	構成比	0.0%	5.9%	17.6%	5.9%	35.3%	35.3%	100.0%
	件数	1	2	2	4	9	7	23
平成23年	構成比	0.0%	4.3%	8.7%	17.4%	39.1%	30.4%	100.0%
	件数	1	2	2	6	2	3	16
平成24年	構成比	6.3%	12.5%	12.5%	37.5%	12.5%	18.8%	100.0%
	件数	4	8	13	14	25	28	92
平成20～24年合計	構成比	4.3%	8.7%	14.1%	15.2%	27.2%	30.4%	100.0%
	件数							

2 製造業

【別表 3-7】【製造業・休業災害・事故の型別】

業種		型別	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動・無理な動作	全体
製造業	件数		107	177	35	98	273	146	11	125	1,126
	構成比		9.5%	15.7%	3.1%	8.7%	24.2%	13.0%	1.0%	11.1%	100.0%
参考 H19年	件数		88	170	46	42	62	94	101	121	803
合計	構成比		11.0%	21.2%	5.7%	5.2%	7.7%	11.7%	12.6%	15.1%	100.0%

【別表 3-8】【製造業・休業災害・年齢別】

業種		年齢別	～ 19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	全体
平成24年	件数		23	162	217	284	230	210	1,126
	構成比		2.0%	14.4%	19.3%	25.2%	20.4%	18.7%	100.0%
参考 H19年	件数		29	199	307	236	338	264	1,373
合計	構成比		2.1%	14.5%	22.4%	17.2%	24.6%	19.2%	100.0%

【別表 3-9】【製造業・死亡災害・平成19年～24年・事故の型別】

年別		型別	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故	その他	全体
平成19年	件数		3	2	1	1		4	1	0	16
	対前年比		18.8%	12.5%	6.3%	6.3%	0.0%	25.0%	6.3%	0.0%	100.0%
平成20年	件数		2			1	2			0	6
	対前年比		33.3%	0.0%	0.0%	16.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
平成21年	件数				1		1	1	2	0	6
	対前年比		0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%	16.7%	33.3%	0.0%	100.0%
平成22年	件数		1				2	2		2	8
	対前年比		12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	25.0%	100.0%
平成23年	件数		1		1			4	1	1	8
	対前年比		12.5%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	50.0%	12.5%	12.5%	100.0%
平成24年	件数					3	1	2	1	0	12
	対前年比		0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	8.3%	16.7%	8.3%	0.0%	100.0%
平成20～24年合計	件数		4	0	2	4	6	9	4	3	40
	構成比		10.0%	0.0%	5.0%	10.0%	15.0%	22.5%	10.0%	7.5%	100.0%

【別表 3-10】【製造業・死亡災害・年齢別】

業種		年齢別	～ 19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	全体
平成19年	件数				2	3	4	7	16
	構成比		0.0%	0.0%	12.5%	18.8%	25.0%	43.8%	100.0%
平成20年	件数			1	1	1		3	6
	構成比		0.0%	16.7%	16.7%	16.7%	0.0%	50.0%	100.0%
平成21年	件数			1	1		1	3	6
	構成比		0.0%	16.7%	16.7%	0.0%	16.7%	50.0%	100.0%
平成22年	件数				3	3	1	1	8
	構成比		0.0%	0.0%	37.5%	37.5%	12.5%	12.5%	100.0%
平成23年	件数			1	3	1	2	1	8
	構成比		0.0%	12.5%	37.5%	12.5%	25.0%	12.5%	100.0%
平成24年	件数		1	0	5	1	3	2	12
	構成比		8.3%	0.0%	41.7%	8.3%	25.0%	16.7%	100.0%
平成20～24年合計	件数		1	3	13	6	7	10	40
	構成比		2.5%	7.5%	32.5%	15.0%	17.5%	25.0%	100.0%

3 陸上貨物運送事業

【別表 3-11】【陸上貨物運送事業・休業災害・事故の型別】

業種		型別	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故	動作の反動・無理な動作	全体
道路貨物運送業	件数		186	89	59	40	32	72	50	116	687
	構成比		27.1%	13.0%	8.6%	5.8%	4.7%	10.5%	7.3%	16.9%	100.0%
陸上貨物取扱業	件数		15	31	6	9	14	17	3	28	138
	構成比		10.9%	22.5%	4.3%	6.5%	10.1%	12.3%	2.2%	20.3%	100.0%
陸上貨物運送事業合計	件数		201	120	65	49	46	89	53	144	825
	構成比		24.4%	14.5%	7.9%	5.9%	5.6%	10.8%	6.4%	17.5%	100.0%
参考 H19年	件数		201	105	75	55	51	92	67	105	789
参考 H19年	構成比		25.5%	13.3%	9.5%	7.0%	6.5%	11.7%	8.5%	13.3%	100.0%
参考 H19年	件数		24	13	8	12	3	14	3	17	101
	構成比		23.8%	12.9%	7.9%	11.9%	3.0%	13.9%	3.0%	16.8%	100.0%
参考 H19年	件数		225	118	83	67	54	106	70	122	890
	構成比		25.3%	13.3%	9.3%	7.5%	6.1%	11.9%	7.9%	13.7%	100.0%

【別表 3-12】【陸上貨物運送事業・休業災害・年齢別】

業種		年齢別	～ 19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	全体
道路貨物運送業	件数		8	74	152	232	141	80	687
	構成比		1.2%	10.8%	22.1%	33.8%	20.5%	11.6%	100.0%
陸上貨物取扱業	件数		3	20	27	33	34	21	138
	構成比		2.2%	14.5%	19.6%	23.9%	24.6%	15.2%	100.0%
陸上貨物運送事業合計	件数		11	94	179	265	175	101	825
	構成比		1.3%	11.4%	21.7%	32.1%	21.2%	12.2%	100.0%
参考 H19年	件数		16	109	272	186	151	55	789
参考 H19年	構成比		2.0%	13.8%	34.5%	23.6%	19.1%	7.0%	100.0%
参考 H19年	件数		0	23	24	22	27	5	101
	構成比		0.0%	22.8%	23.8%	21.8%	26.7%	5.0%	100.0%
参考 H19年	件数		16	132	296	208	178	60	890
	構成比		1.8%	14.8%	33.3%	23.4%	20.0%	6.7%	100.0%

4 小売業

【別表 3-13】【小売業・休業災害・事故の型別】

業種		型別	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動・無理な動作	全体
小売業	件数		95	264	30	51	56	77	92	138	875
	構成比		10.9%	30.2%	3.4%	5.8%	6.4%	8.8%	10.5%	15.8%	100.0%
参考 H19年	件数		88	170	46	42	62	94	101	121	803
	構成比		11.0%	21.2%	5.7%	5.2%	7.7%	11.7%	12.6%	15.1%	100.0%

【別表 3-14】【小売業・休業災害・年齢別】

業種		年齢別	～ 19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	全体
小売業	件数		35	133	145	190	205	167	875
	構成比		4.0%	15.2%	16.6%	21.7%	23.4%	19.1%	100.0%
参考 H19年	件数		48	149	138	152	229	87	803
	構成比		6.0%	18.6%	17.2%	18.9%	28.5%	10.8%	100.0%

5 社会福祉施設

【別表 3-15】【社会福祉施設・休業災害・事故の型別】

業種		型別	墜落・転落	転倒	激突	激突され	切れ・こすれ	動作の反動・無理な動作	全体
社会福祉施設	件数		25	129	27	23	26	167	485
	構成比		5.2%	26.6%	5.6%	4.7%	5.4%	34.4%	100.0%
参考 H19年	件数		12	86	17	11	10	132	328
	構成比		3.7%	26.2%	5.2%	3.4%	3.0%	40.2%	100.0%

【別表 3-16】【社会福祉施設・休業災害・年齢別】

業種		年齢別	～ 19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	全体
社会福祉施設	件数		2	54	83	105	143	98	485
	構成比		0.4%	11.1%	17.1%	21.6%	29.5%	20.2%	100.0%
参考 H19年	件数		2	46	57	92	82	49	328
	構成比		0.6%	14.0%	17.4%	28.0%	25.0%	14.9%	100.0%

6 飲食店

【別表 3-17】【飲食店・休業災害・事故の型別】

業種		型別	墜落・転落	転倒	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	高温・低温の物との接触	動作の反動・無理な動作	全体
飲食店	件数		26	92	20	111	49	38	389
	構成比		6.7%	23.7%	5.1%	28.5%	12.6%	9.8%	100.0%
参考 H19年	件数		10	78	14	103	44	11	325
	構成比		3.1%	24.0%	4.3%	31.7%	13.5%	3.4%	100.0%

【別表 3-18】【飲食店・休業災害・年齢別】

業種		年齢別	～ 19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	全体
飲食店	件数		58	75	64	65	65	62	389
	構成比		14.9%	19.3%	16.5%	16.7%	16.7%	15.9%	100.0%
参考 H19年	件数		64	74	48	50	59	30	325
	構成比		19.7%	22.8%	14.8%	15.4%	18.2%	9.2%	100.0%

7 食料品製造業

【別表 3-19】【食料品製造業・休業災害・事故の型別】

業種		型別	墜落・転落	転倒	飛来・落下	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	高温・低温の物との接触	動作の反動・無理な動作	全体
食料品製造業	件数		18	78	16	15	64	75	22	25	332
	構成比		5.4%	23.5%	4.8%	4.5%	19.3%	22.6%	6.6%	7.5%	100.0%
参考 H19年	件数		23	79	12	4	77	67	11	27	333
	構成比		6.9%	23.7%	3.6%	1.2%	23.1%	20.1%	3.3%	8.1%	100.0%

【別表 3-20】【食料品製造業・休業災害・年齢別】

業種		年齢別	～ 19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	全体
食料品製造業	件数		9	42	49	81	86	65	332
	構成比		2.7%	12.7%	14.8%	24.4%	25.9%	19.6%	100.0%
参考 H19年	件数		7	37	51	59	106	73	333
	構成比		2.1%	11.1%	15.3%	17.7%	31.8%	21.9%	100.0%

【資料 4】 リスクアセスメント関係

【別表 4】 【リスクアセスメント実施状況】

神奈川県労働局管内
平成25年3月末現在

資料出所：管内各労働基準監督署調べ

労働者数	リスクアセスメント実施	リスクアセスメント未実施	実施状況把握事業場総計
1～49	1,296	3,188	4,484
	28.9%	71.1%	100.0%
50～99	906	704	1,610
	56.3%	43.7%	100.0%
100～299	991	459	1,450
	68.3%	31.7%	100.0%
300～	367	90	457
	80.3%	19.7%	100.0%
合計	3,560	4,441	8,001
	44.5%	55.5%	100.0%